

保存資料

中高年令婦人労働者関係
統計資料集

昭和45年1月

婦人少年局婦人労働課

労働省婦人少年局

は し が き

最近のわが国労働力人口の動きをみますと、その増勢は鈍化をみせ、高令化が急速にすすみ、労働力の質的構成に大きな変化がおこっています。

こうした中で婦人雇用者数は年々増加をつづけ、従来の若年、未婚型からしだいに既婚婦人、中高年令婦人に比重を移しながら、わが国の経済のなかで大きな役割を果しつつあります。

本冊子は最近職場進出が目立っており、今後労働力給源として注目されている中高年令婦人の動向をみる一資料として基礎的、具体的諸統計をとりまとめたものです。

婦人労働問題に関心のある方方の御参考になれば幸いです。

昭和44年12月

労 働 省 婦 人 少 年 局

統計表を見る上での注意

1. 統計表の数字は四捨五入してあるため、または総数が分類不能の数を含むため、総数とうちわけの合計とは、かならずしも一致しない。

2. 労働力調査（総理府）から引用した統計表中

昭和42年については「昭和42年（旧）」と「昭和42年（新）」の2種類の数字を掲載してあるが、これは昭和42年中に労働力調査の内容を一部改正したことに伴うもので、改正前の系列に接続するものが「昭和42年（旧）」であり、改正後の系列に接続するものが「昭和42年（新）」である。

なお、既発表の「昭和42年（旧）」および「昭和42年（新）」の結果数字は暫定補正数字であったため、この統計表に掲載した「昭和42年（旧）」および「昭和42年（新）」の数字とは一致しない。

注1) 総理府「労働力調査報告—昭和42年年平均分」によったもの。

注2) 総理府「労働力調査報告—昭和42年年報」によったもの。

目次

はし が き	1
I 雇 用 の 現 状	1
（雇 用 者）	
表1 男女別雇用者数の推移	1
表2 年令階級別女子雇用者数、対前年増減率、構成比、雇用率の推移	2
表3 産業別、年令階級別女子雇用者数の推移	3
表4 職業別、年令階級別女子雇用者数の推移	4
表5 配偶関係別女子雇用者数、構成比、対前年増減率の推移	5
表6 配偶関係別女子雇用率の推移	5
表7 企業規模別、年令階級別女子雇用者数の推移	6
表8 雇用形態別、年令階級別女子雇用者数	7
表9 平均年令、平均勤続年数の推移	7
表10 男女別短時間就労雇用者数の推移	8
表11 産業別、規模別パートタイマーを雇用する事業所の割合	9
表12 女子パートタイマーの年令別構成	10
表13 パートタイマー雇用事業所の産業別構成	10
表14 職業別女子パートタイマー構成比	11
表15 産業別女子パートタイマーの身分別事業所の構成	11
表16 規模別女子パートタイマーの身分別事業所の構成	12
表17 勤務形態別入社時年令別女子労働者の割合	12
表18 勤務形態別、配偶関係別女子労働者の割合	13
（労働条件）	
表19 1人平均月間給与総額の推移	13
表20 年令階級別1人平均月間給与額の男女格差の推移	14
表21 男女別、年令階級別、平均年令、勤続年数、労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、所定内給与額および平均年間賞与その他の特別給与額	16
表22 男女別年令間賃金格差の推移	16
表23 職種別女子現金給与額、平均年令、平均勤続年数および労働時間数	17
表24 男女別、学歴別、年令別中途採用者の初任賃金	18
（職業訓練等）	
表25 訓練所の種類および訓練形態別、年令階級別、職業経験の有無別女子公共職業訓練生数	19

表26 訓練職種別、年令階級別、学歴別、職業経験の有無別女子公共職業訓練生数	2.0
表27 短期職業講習会実施状況	2.1
Ⅱ 職業と家庭生活	2.2
表28 配偶関係別就職理由別既婚女子労働者の構成	2.2
表29 入社時年令階級別、就業理由別女子労働者の構成	2.3
表30 配偶関係別、賃金の使途別女子労働者の構成	2.3
表31 配偶関係別、同居の家族数別既婚女子労働者の構成	2.4
表32 職業別現在の仕事について時期別女子労働者の構成	2.4
表33 産業別、配偶関係別勤続の意志別既婚女子労働者数	2.5
表34 配偶関係および子供(中学生以下)の有無別、勤続の意志別、女子労働者の構成	2.6
表35 前職の勤務形態別、退職理由別、既婚女子労働者の構成	2.7
表36 平日、休日における家事労働担当者の構成	2.8
表37 既婚女子労働者の平均生活時間	2.9
図38 職業と家庭生活との両立に対する予想と現実	3.0
表39 子供の有無別、学令別、既婚女子労働者の構成	3.1
表40 職種別中学生以下の子供の有無別、子供数別、既婚女子労働者の構成	3.1
表41 学令前の子供の年令別、保育状況別、既婚女子労働者の構成	3.2
表42 職種別、学令前の子供の保育状況別、既婚女子労働者の構成	3.3
表43 現在の保育状況別、保育施設を利用しない理由別、学令前の子供をもつ既婚女子労働者の構成	3.4
図44 小学生の子供の放課後の状況	3.5
表45 認可保育所数および入所児童数の推進	3.6
表46 無認可保育所数および入所児童数の推進	3.6
表47 母の年令階級別要保育児童数および構成比	3.7
表48 母の仕事の場所別要保育児童数および構成比	3.7
表49 母の職業別、仕事の場所別、要保育児童数および構成比	3.8
Ⅲ 中高年令婦人の労働力需給の現状と将来	3.9
(現 状)	
表50 男女別、15才以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移	3.9
表51 年令階級別女子15才以上人口、労働力人口の推移	4.1
表52 年令階級別女子労働力率の推移	4.2
表53 配偶関係別女子労働力率の推移	4.3
表54 男女別、従業上の地位別就業者数の推移	4.4

(将 来)

表55 男女別、年令階級別将来人口	4.6
表56 男女別、年令階級別将来人口の構成	4.8
表57 男女別、年令階級別労働力人口および労働力率の見通し	5.0
図58 中卒者の就職および進学率	5.2
図59 中卒・高卒労働力人口の変動	5.3
(労働力給源としての中高年令婦人)	
表60 女子無業者の希望する仕事の種類、年令階級別構成	5.4
図61 女子無業者のうち、資格・免許をもっている者の学歴別構成	5.5
表62 職業経験の有無、年令階級、求職活動別、有配偶女子の就業希望者数	5.6
図63 女子就業希望者中、非求職者の非求職の理由別構成	5.7
表64 女子就業希望者中、非求職者の非求職の理由別、年令別構成	5.8
表65 希望する仕事の種類別、短時間勤務を希望する理由別、短時間勤務を希望する女子無業者数	5.9
表66 希望する1日就業時間、週間就業日数および希望する仕事の種類別女子短時間勤務希望者数	6.0
表67 前職が雇用者であった女子無業者の就職時期、就業期間および離職理由	6.2
(企業側からみた中高年令婦人)	
表68 産業別、新規学卒以外の婦人の募集の有無別、年令制限の有無別事業所の構成	6.4
表69 産業別新規学卒以外の婦人の募集の際の制限年令の変化の状況別事業所の構成	6.4
表70 産業別、1年間の35才以上の婦人の採用有無別事業所の構成	6.4
表71 産業別、規模別既婚女子労働者の増減見通し別事業所の構成	6.5
表72 産業別「35才以上の婦人を採用してよかった」についての回答事業所の構成	6.5
Ⅳ 海外の婦人労働	
表73 各国における総人口および労働力人口	6.6
表74 各国における年令階級別女子労働力率	6.7
表75 各国における女子労働力人口の年令階級別構成	6.8
表76 各国における女子労働力人口の配偶関係別構成	6.9
表77 各国における従業上の地位別女子就業者の構成	7.0
表78 西ドイツにおける年令階級別、未婚別女子労働力率の推移	7.0
表79 アメリカにおける全婦人労働者および働く母親の年令階級別構成	7.1

表80 各国における女子労働者総数中に占めるパートタイマーの割合	71
表81 アメリカにおける女子労働者総数中に占めるパートタイマーの割合	72

参 考 資 料

○ 働く婦人の家設置一覧	73
○ 公共職業訓練所設置状況	74
○ 家事サービス職業訓練所設置一覧	74
○ 短期職業講習会実施要綱	75
○ 中高年令婦人の労働力有効活用に関する建議	77
○ 女子パートタイム雇用の対策に関する建議	81
○ 家庭責任をもつ婦人の雇用に関するILO第123号勧告	83
○ 「家庭責任を有する労働者の雇用」に関するOECD労働力・社会問題	87
× 委員会の結論(仮訳)	87
○ 各国における母性保護規定	90

I 雇 用 の 現 状

(雇用者)

表1 男女別雇用者数の推移

昭和43年の女子雇用者数は28年に比べて約2倍半となっている。
雇用者総数中に占める女子の割合も28年の27.4%から43年には
32.8%に上昇している。

年	総 数	女				雇用者総 数中女子 の占める 割合	男		
		実 数	対 前 増 加	年 率	雇 用 率		実 数	対 前 増 加	年 率
	万人	万人		%	%	%	万人		%
昭和28	1572	430	—	—	14.6	27.4	1,142	—	41.6
30	1,690	492	—	—	16.0	29.1	1,198	—	41.9
31	1,823	539	9.6	17.2	29.6	29.6	1,284	7.2	44.0
32	1,957	580	7.6	18.2	29.6	29.6	1,377	7.2	46.2
33	2,050	626	7.9	19.2	30.5	30.5	1,424	3.4	46.8
34	2,158	650	3.8	19.6	30.1	30.1	1,508	5.9	48.6
35	2,273	695	6.9	20.6	30.6	30.6	1,578	4.6	50.1
36	2,379	738	6.2	21.6	31.0	31.0	1,641	4.0	51.4
37	2,496	785	6.4	22.6	31.5	31.5	1,711	4.3	52.4
38	2,578	811	3.3	22.6	31.5	31.5	1,767	3.3	52.6
39	2,669	835	3.0	22.7	31.3	31.3	1,834	3.8	53.2
40	2,783	873	4.6	23.2	31.4	31.4	1,911	4.2	54.2
41	2,902	929	6.4	24.2	32.0	32.0	1,973	3.2	54.8
42(旧)	2,980	965	3.9	24.8	32.4	32.4	2,015	2.1	55.0
42(新)	3,071	1,004	—	25.8	32.7	32.7	2,067	—	56.4
43	3,148	1,032	2.8	26.1	32.8	32.8	2,117	2.4	56.8

注) 雇用率 = $\frac{\text{雇用者数}}{\text{15才以上人口}} \times 100$

総理府 — 労働力調査

表2 年令階級別女子雇用者数、対前年増減率、構成比、雇用率の推移

雇用者の中に占める中高年令層の比重は高まりをみせている。

区分	総数	15-19才	20-24	25-29	30-34	35-39	40-54	55-64	65才以上
実数(万人)	昭和35年	695	157	265		116	127		5
	36	738	159	290		126	139		4
	37	785	166	228	96	136	129	24	6
	38	811	160	238	97	145	139	26	6
	39	835	151	251	95	151	151	29	6
	40	873	157	251	99	158	167	34	7
	41	929	179	246	105	169	184	39	8
	42(旧)	965	181	250	112	84	92	42	8
	42(新)	1004	184	255	105	92	92	55	9
	43	1032	172	273	118	86	99	50	9
対前年増減率(%)	36	6.2	1.3	9.4		8.6	9.4		—
	37	6.4	4.4	11.7		7.9	10.1		—
	38	3.3	△3.6	4.4	1.0	6.6	7.8	8.3	—
	39	3.0	△5.6	5.5	△2.1	4.1	8.6	11.5	—
	40	4.6	4.0	0.0	4.2	4.6	10.6	17.2	—
	41	6.4	14.0	△2.0	6.1	7.0	10.2	14.7	—
	42	3.9	1.1	1.6	6.7	4.1	5.4	7.7	—
	43	2.8	△6.5	7.1	12.4	△6.5	7.6	5.7	△9.1
	43	2.8	△6.5	7.1	12.4	△6.5	7.6	5.7	△9.1
構成比(%)	35	100.0	23.4	39.6		17.3	19.0		0.7
	36	100.0	22.1	40.4		17.5	19.4		0.6
	37	100.0	21.1	29.0	12.2	17.3	16.4	3.1	0.8
	38	100.0	19.7	29.3	12.0	17.9	17.1	3.2	0.7
	39	100.0	18.1	30.1	11.4	18.1	18.1	3.5	0.7
	40	100.0	18.0	28.8	11.3	15.8	19.1	3.9	0.8
	41	100.0	19.3	26.5	11.3	18.2	19.8	4.2	0.9
	42(旧)	100.0	18.8	25.9	11.6	8.7	9.5	20.1	4.4
	42(新)	100.0	18.3	25.4	10.5	9.2	9.2	21.0	5.5
	43	100.0	16.7	26.5	11.4	8.3	9.6	21.6	4.8
雇用率(%)	35	20.6	35.1	33.6		16.1	11.3		1.6
	36	21.6	37.3	35.5		17.4	12.3		1.3
	37	22.5	37.0	52.2	23.0	18.5	16.5	6.9	1.9
	38	22.6	33.5	53.5	23.2	19.3	17.3	7.3	1.8
	39	22.7	30.0	54.1	22.9	19.7	18.4	7.9	1.8
	40	23.2	29.5	54.2	23.8	20.3	19.9	8.9	2.0
	41	24.2	31.8	55.7	24.8	21.3	21.3	10.0	2.2
	42(旧)	24.8	32.8	55.9	25.7	20.0(21.8)	23.7	10.5	2.2
	42(新)	25.8	33.3	57.0	24.1	21.9(22.7)	23.7	13.8	2.4
	43	26.1	33.0	57.6	26.7	20.4(22.6)	24.9	12.2	2.3

注1) △ = 減

2) — = 分母が小さい(10万人未満)のために比率が計算されていない。

総理府 — 労働力調査

表3 産業別、年令階級別女子雇用者数の推移

中高年令婦人は若年層と同様、製造業、サービス業、卸・小売業等に多く分布しているが、対30年増加率でみると金融・保険・不動産業、建設業、卸・小売業等で高い。また、30才未満が減少した農業、林業・狩猟業、漁業水産養殖業、鉱業等においては中高年令層は増加もしくは減少度が低い。

産業	昭和30年				昭和40年				対30年増減率			
	計	30才未満	30~34才	35才以上	計	30才未満	30~34才	35才以上	計	30才未満	30~34才	35才以上
	百人	百人	百人	百人	百人	百人	百人	百人	%	%	%	%
総数	50,751	34,818	4,130	11,803	91,988	53,445	7,771	30,772	81.3	53.5	88.2	160.7
農業	1,600	978	130	492	740	193	95	452	△53.8	△80.3	△26.9	△8.1
林業・狩猟業	261	133	35	93	320	62	37	221	22.6	△53.4	5.7	137.6
漁業・水産養殖業	201	122	19	60	297	114	27	156	47.8	△6.6	42.1	160.0
鉱業	464	228	38	198	302	89	37	176	△34.9	△61.0	△2.6	△11.1
建設業	1,232	543	119	570	3,499	1,055	335	2,109	184.0	△38.3	181.5	270.0
製造業	16,976	12,322	1,129	3,525	32,253	20,026	2,369	9,858	90.0	62.5	109.8	179.7
卸・小売業	8,820	6,357	745	1,718	21,089	13,764	1,640	5,685	139.1	116.5	120.1	230.9
金融・保険・不動産業	1,890	1,391	129	370	4,479	2,588	289	1,602	137.0	86.1	124.0	333.0
運輸・通信業	2,410	1,832	148	430	3,722	2,319	437	966	65.6	33.0	208.1	155.3
電気・ガス・水道業	—	—	—	—	268	117	19	132	—	—	—	—
サービス業	14,717	9,747	1,450	3,520	22,572	11,899	2,164	8,509	53.4	22.1	49.2	141.7
公務	2,179	1,165	187	827	2,425	1,208	320	897	11.3	3.7	71.1	8.5
分類不能の産業	1	—	1	—	22	11	2	9	—	—	—	—

注) △印 = 減

総理府 — 国勢調査

表4 職業別、年齢階級別女子雇用者数の推移

中高年齢婦人は技能工・生産工程従事者及び単純労働者、サービス職業従事者等に多く従事しているが対30年増加率でみると管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者等が高くなっている。

職業	昭和30年				昭和40年				対30年増減率			
	計	30才未満	30~34才	35才以上	計	30才未満	30~34才	35才以上	計	30才未満	30~34才	35才以上
総数	50,751	34,818	4,130	11,803	91,988	53,445	7,771	30,772	81.3	53.5	88.2	160.7
専門的技術的職業従事者	4,920	3,072	740	1,108	8,358	4,295	1,057	3,006	69.9	39.8	42.8	171.3
管理的職業従事者	186	19	17	150	781	29	64	688	319.9	52.6	276.5	358.7
事務従事者	11,225	9,150	835	1,240	25,366	18,367	2,132	4,867	128.0	100.7	155.3	292.6
販売従事者	4,087	2,837	275	975	10,018	5,696	762	3,560	145.1	100.8	177.1	265.1
農林漁業従事者	1,616	894	154	568	1,224	291	157	776	24.3	△67.4	1.9	36.6
採鉱・採石従事者	212	75	21	116	110	9	10	91	△48.1	△88.0	△52.4	△21.6
運輸・通信従事者	313	304	2	7	2,518	1,980	255	283	—	—	—	—
技能工・生産工程従事者及び単純労働者	17,770	11,417	1,230	5,123	29,554	15,905	2,201	11,448	66.3	39.3	78.9	123.5
サービス職業従事者	10,422	7,050	856	2,516	14,054	6,870	1,133	6,051	34.8	△2.6	32.4	140.5
分類不能の職業					5	3		2	—	—	—	—

注1) * = 昭和30年は運輸従事者のみ。

2) △ = 減

総理府 — 国勢調査

表5 配偶関係別女子雇用者数、構成比、対前年増減率の推移

(非農林業)

有配偶の女子雇用者数は年々増加しており、昭和43年には有配偶者と死・離別者とを合わせたいわゆる既婚女子雇用者が女子雇用者全体の半数(49.5%)を占めるに至った。

年	計			未婚			有配偶			死・離別		
	実数	構成比	対前年増減率	実数	構成比	対前年増減率	実数	構成比	対前年増減率	実数	構成比	対前年増減率
37	769	100.0	—	456	59.3	—	225	29.3	—	87	11.3	—
38	797	100.0	3.6	461	57.8	1.1	247	31.0	9.8	89	11.2	2.3
39	821	100.0	3.0	460	56.0	△0.2	270	32.9	9.3	90	11.0	1.1
40	860	100.0	4.8	466	54.2	1.3	300	34.9	11.1	94	10.9	4.4
41	916	100.0	6.5	487	53.2	4.5	329	35.9	9.7	100	10.9	6.4
42(旧)	954	100.0	4.1	502	52.6	3.1	351	36.8	6.7	100	10.5	0.0
42(新)	989	100.0	—	508	51.4	—	378	38.2	—	103	10.4	—
43	1019	100.0	3.0	515	50.5	1.4	398	39.1	5.3	106	10.4	2.9

注) △ = 減

総理府 — 労働力調査

表6 配偶関係別女子雇用率の推移

(非農林業)

既婚婦人の雇用率は年々上昇している。とりわけ有配偶者の場合、その伸びは大きい。

年	計	未婚	有配偶	死・離別
昭和37	100.0	49.8	11.1	15.8
38	100.0	48.5	11.9	16.2
39	100.0	46.9	12.6	16.2
40	100.0	46.3	13.7	16.8
41	100.0	47.4	14.7	17.6
42(旧)	100.0	48.4	15.3	17.6
42(新)	100.0	48.9	16.5	18.2
43	100.0	50.2	16.9	18.4

注) 雇用率 = $\frac{\text{雇用者数}}{\text{15才以上人口}} \times 100$

総理府 — 労働力調査

表7 企業規模別、年齢階級別女子雇用者数の推移
中高年齢婦人の増加は小規模企業において著しい。

企業規模	実 数 (千人)						比 率 (%)					
	昭和37年			昭和40年			昭和43年			昭和47年		
	30才未満	30才34才以上	計	30才未満	30才34才以上	計	30才未満	30才34才以上	計	30才未満	30才34才以上	計
計	7,150	4,668	11,818	8,013	4,924	12,937	5,465	744	6,209	615	82	697
1~9人	1,421	875	2,296	1,420	800	2,220	957	174	1,131	56.3	8.7	64.0
10~29人	1,050	638	1,688	1,276	685	1,961	705	125	830	53.7	9.3	63.0
30~99人	1,019	665	1,684	1,195	718	1,913	793	120	913	60.1	8.2	68.3
100~299人	673	505	1,178	790	554	1,344	645	63	708	70.1	6.2	76.3
300~999人	559	457	1,016	660	522	1,182	581	43	624	79.1	5.0	84.1
1000人以上	1,376	1,080	2,456	1,189	87	1,276	1,340	99	2,439	77.0	5.6	82.6
官公庁	989	424	1,413	1,064	428	1,492	434	119	553	40.2	13.6	53.8
規模不詳その他	62		62	18	7	25	9	1	26			

総理府 — 就業構造基本調査

表8 雇用形態別、年齢階級別女子雇用者数 (非農林業)
(昭和43年)

中高年齢女子、とくに40才以上の層に臨時・日雇で働く者の割合が高い。
(万人)

雇用形態	総 数	15~19才	20~24	25~29	30~34	35~39	40~54	55~64	65才以上
総 数	1019 (1000)	172 (16.9)	272 (26.7)	117 (11.5)	85 (8.3)	97 (9.5)	218 (21.4)	48 (4.7)	9 (0.9)
常 雇	881 (1000)	165 (18.7)	259 (29.4)	103 (11.7)	67 (7.6)	75 (8.5)	168 (19.1)	36 (4.1)	7 (0.8)
臨 時	94 (1000)	7 (7.4)	11 (11.7)	11 (11.7)	13 (13.8)	15 (16.0)	31 (33.0)	6 (6.4)	1 (1.1)
日 雇	44 (1000)	1 (2.3)	2 (4.5)	3 (6.8)	5 (11.4)	7 (15.9)	19 (43.2)	5 (11.4)	1 (2.3)

注) () 内は構成比 (%)

総理府 — 労働力調査

表9 平均年齢・平均勤続年数の推移

女子の平均年齢は年々上昇している。
平均勤続年数は上昇、低下と反覆しながら緩かな上昇をみせている。

(規模10人以上)

年	平 均 年 令		平 均 勤 続 年 数	
	女 才	男 才	女 年	男 年
昭和29	25.4	33.2	6.6	7.2
35	26.3	32.8	4.0	7.8
36	26.6	32.6	3.8	7.5
37	26.9	32.8	3.9	7.8
38	27.2	33.0	4.0	7.9
39	28.2	32.9	3.8	7.2
40	28.1	33.2	3.9	7.8
41	28.3	33.5	4.0	8.0
42	29.0	33.6	4.1	8.2
43	29.0	33.9	4.3	8.6

注) 各年4月

但し43年のみ6月

労働省 — 賃金構造基本統計調査

表10 男女別短時間就労雇用者数の推移

短時間就労雇用者（パートタイマー）は年々増加の傾向にあるが昭和43年においてその65%を女子が占めている。

年	総 数			女			男		
	雇用者総数 (A)	うち短時間 就労者数(B)	B A	雇用者総数 (A)	うち短時間 就労者数(B)	B A	雇用者総数 (A)	うち短時間 就労者数(B)	B A
	万人	万人	%	万人	万人	%	万人	万人	%
昭和32	1,841	52	2.8	543	26	4.8	1,298	27	2.1
36	2,149	67	3.1	626	35	5.6	1,524	32	2.1
40	2,600	77	3.0	788	42	5.3	1,812	34	1.9
41	2,750	86	3.1	854	53	6.2	1,896	33	1.7
42	2,838	84	3.0	894	56	6.3	1,944	28	1.4
43	2,977	99	3.3	956	64	6.7	2,021	36	1.8

注1) 昭和32年は10月、他は各年3月

2) 週間労働時間が35時間未満の者で、季節的および不規則的就労者は除く。

総理府 — 労働力調査特別調査

表11 産業別、規模別パートタイマーを雇用する事業所の割合

パートタイマーを雇用する事業所は増加しており、規模の大きな事業所がパートタイマーを雇用実施している割合が高い。

産 業	計		500人以上		100~499人		30~99人		10~29人	
	年月 40.5	年月 42.2	年月 40.5	年月 42.2	年月 40.5	年月 42.2	年月 40.5	年月 42.2	年月 40.5	年月 42.2
総 数	10.8 (10.1)	17.8 (15.9)	25.3 (24.4)	36.2 (34.9)	19.1 (18.1)	28.7 (26.9)	13.0 (11.6)	20.4 (19.0)	8.2 (7.6)	14.5 (12.4)
設 業	2.2 (1.9)	4.2 (4.2)	11.5 (11.5)	14.3 (14.3)	6.1 (6.1)	9.7 (9.7)	2.8 (2.8)	5.5 (5.5)	1.0 (0.5)	2.6 (2.6)
製 造 業	10.3 (10.2)	18.1 (18.0)	25.8 (25.4)	39.4 (39.4)	19.3 (18.9)	31.3 (31.1)	14.1 (14.1)	22.6 (22.6)	5.9 (5.9)	11.9 (11.9)
卸売業・小売業	14.6 (13.7)	23.5 (21.9)	38.4 (37.0)	45.6 (44.1)	27.6 (27.3)	32.2 (31.1)	13.5 (12.7)	24.2 (22.6)	14.2 (13.2)	22.7 (21.0)
金 融・保険業	6.3 (5.9)	10.9 (10.7)	13.9 (13.9)	21.2 (21.2)	9.0 (8.2)	17.3 (16.5)	7.3 (6.9)	10.4 (10.0)	5.0 (4.7)	10.6 (10.6)
不 動 産 業	2.8 (1.8)	16.4 (16.4)	* (66.7)	* (33.3)	14.3 (7.1)	12.5 (12.5)	— (—)	5.0 (5.0)	— (—)	— (—)
運 輸 通 信 業	8.9 (6.9)	12.8 (10.1)	14.1 (11.0)	21.6 (17.8)	9.9 (8.0)	13.7 (10.5)	11.1 (8.6)	15.4 (13.3)	6.7 (5.0)	10.3 (7.3)
電 気 ガ ス 水 道 業	3.5 (3.5)	5.1 (5.1)	9.3 (9.3)	9.8 (9.8)	5.0 (5.0)	5.7 (5.7)	3.8 (3.8)	5.6 (5.6)	2.6 (2.6)	4.3 (4.3)
サ ー ビ ス 業	13.6 (12.3)	21.6 (16.4)	60.3 (58.6)	66.5 (64.6)	38.3 (35.9)	53.2 (47.5)	17.6 (13.7)	26.0 (21.6)	9.6 (9.6)	17.1 (11.5)

注) 1) 各産業の各規模ごとの事業所計=100 (%)

2) ()内は女子パートタイマーを雇用している事業所の割合

3) *印はサンプル数がきわめて少ない。

労働省 — パートタイム雇用調査

表12 女子パートタイマーの年令別構成（製造業）
（昭和40年）

女子パートタイマーの7割余が、30～39才、40～49才層で占められており、とりわけ30～39才層の占める割合が大きい。

（％）

身 分	総 数	20才未満	20～29	30～39	40～49	50才以上	不 明
パートタイマー	100.0	0.7	15.5	43.5	28.7	10.0	1.6
常用労働者	100.0	29.3	37.6	14.2	12.4	6.5	—

パートタイマー：労働省 — パートタイム雇用調査

常用労働者：労働省 — 賃金構造基本統計調査

表13 パートタイマー雇用事業所の産業別構成

女子パートタイマーを雇用する産業は製造業が最も多く、サービス業、卸売・小売業がそれに次いでいる。

（％）

産 業	パートタイマー雇用事業所		女子パートタイマー雇用事業所	
	40年5月	42年2月	40年5月	42年2月
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
建 設 業	1.3	1.5	1.2	1.7
製 造 業	34.3	37.2	36.6	41.5
卸売業・小売業	21.8	20.0	21.9	20.7
金融・保険業	3.2	3.5	3.2	3.8
不動産業	0.0	0.1	0.0	0.1
運輸通信業	8.5	7.4	7.0	6.5
電気・ガス・水道業	0.4	0.3	0.4	0.3
サービス業	30.5	30.0	29.6	25.4

労働省 — パートタイム雇用調査

表14 職業別女子パートタイマー構成比

技能工生産工程作業員および単純労働者とが女子パートタイマーの半数を占め、次いで最近では事務従事者、サービス職業従事者が多い。

年	計	専門的技術的職業従事者	事務従事者	販売従事者	運輸通信従事者	技能工生産工程作業員	単純労働者	サービス職業従事者	分類不能
昭和40年5月	100.0	5.3	5.9	6.1	1.6	24.5	20.9	35.0	—
昭和42年2月	100.0	4.5	20.4	7.1	1.1	28.6	20.7	17.0	0.6

労働省 — パートタイム雇用調査

表15 産業別女子パートタイマーの身分別事業所の構成
（昭和40年）

女子パートタイマーを常用として多く雇用している産業は卸売・小売業であり、臨時として多く雇用している産業は運輸通信業、製造業、建設業、金融保険業等である。

（％）

産 業	総 数	常 用	臨 時	日 雇	そ の 他	不 明
総 数	100.0	43.7	44.8	18.9	4.9	1.3
建 設 業	100.0	20.1	51.0	41.4	1.2	—
製 造 業	100.0	28.2	52.3	18.9	4.1	1.5
卸売業・小売業	100.0	53.7	35.1	12.2	5.2	2.8
金融・保険業	100.0	36.6	50.2	13.5	0.3	—
不動産業	100.0	20.0	40.0	60.0	—	—
運輸・通信業	100.0	19.1	55.8	39.0	8.2	0.6
電気・ガス・水道業	100.0	13.9	26.6	45.6	15.2	—
サービス業	100.0	51.3	29.3	18.3	5.5	0.2

注） 1事業所が2以上の回答をしているので、構成比の合計は100％にならない。

労働省 — パートタイム雇用調査

表16 規模別女子パートタイマーの身分別事業所の構成
(昭和40年)

規模の小さい企業ほど女子パートタイマーを常用として雇用する割合が高い。
(%)

規 模	総 数	常 用	臨 時	日 雇	そ の 他	不 明
総 数	100.0	43.7	44.8	18.9	4.9	1.3
500人以上	100.0	24.1	54.0	24.1	8.7	1.5
100~499人	100.0	30.2	52.3	23.6	5.5	1.0
30~99人	100.0	40.1	44.3	17.3	7.9	1.3
10~29人	100.0	52.2	42.1	18.3	2.1	1.3

注) 1事業所が2以上の回答をしているので、構成比の合計は100%にならない。

労働省 — パートタイム雇用調査

表17 勤務形態別入社時年齢別女子労働者の割合
(昭和42年6月)

製造業小規模事業所^{注)}の一般女子労働者には新規卒採用以外の中途採用者が多く30才以上で入社した者が一般女子労働者の4割余を占めている。
パートタイマーの場合は30才以上で入社した者がパートタイマーの8割近くを占めている。
(%)

入 社 時 年 令	計	一 般 労 働 者	パ ー ト タ イ マ ー
計	1000	971	29
計	100.0	100.0	100.0
~ 16才	14.6	15.0	0.8
17 ~ 19	16.2	16.5	4.3
20 ~ 24	13.7	13.8	7.4
25 ~ 29	9.8	9.8	9.5
30 ~ 34	11.3	10.9	26.2
35 ~ 39	12.3	12.0	20.6
40 ~ 49	15.3	15.1	22.1
50才~	6.8	6.8	8.4
不 明	—	—	0.7

注) 小規模事業所……10~99人規模

労働省 — 製造業小規模事業所の
女子労働者実態調査

表18 勤務形態別、配偶関係別女子労働者の割合
(昭和42年6月)

製造業小規模事業所^{注)}の一般女子労働者の48%は有夫者である。
パートタイマーの場合は85%が有夫者である。
(%)

区 分	計	未 婚	有 夫	死 別	離 別	不 明
計	100.0	39.2	49.3	8.4	2.9	0.2
一 般 労 働 者	100.0	40.1	48.3	8.5	2.9	0.2
パ ー ト タ イ マ ー	100.0	7.5	84.9	6.0	1.3	0.3

注) 小規模事業所……10~99人規模

労働省 — 製造業小規模事業所の女子労働者実態調査

(労働条件)

表19 1人平均月間給与総額の推移(規模30人以上)

昭和43年の女子の1人平均月間給与総額は1,553円で対前年増加率をみると37年の14.9%について高い。
男女賃金格差^{注1)}は42年に若干拡大したが概ね縮小傾向にある。

年	現 金 給 与 総 額		対 前 年 増 加 率		男女賃金格差 (男子=100)
	女	男	女	男	
	円	円	%	%	
昭和30	9567	21895	—	—	43.7
35	12414	29029	8.6	8.3	42.8
* 36	13923	31868	12.2	9.8	43.7
37	16000	35012	14.9	9.9	45.7
38	18039	38780	12.7	10.8	46.5
* 39	19877	42551	10.2	9.7	46.7
40	22275	46571	12.1	9.4	47.8
41	24867	51856	11.6	11.3	48.0
* 42	27494	57817	10.6	11.5	47.6
43	31553	65595	14.8	13.5	48.1

注1) わが国ではまだ年功序列賃金体系がひろく行なわれており、賃金が仕事の質や量以外の要素にもとづいて定められる場合が多い。したがって、ここでいう男女別賃金格差は、年齢や勤続年数、地位、職種などにみられる労働者分布の男女間の差や、時間外手当、諸手当の額に影響する勤務条件の男女間の差(例えば超過労働時間の違い)などの諸要素による相違をも含んだものである。

2) *印の各年に調査対象のサンプル替えが行なわれたのでその前後に若干の断層がある。

労働省 — 毎月勤労統計調査

表20 年令階級別1人平均月間給与額の男女格差の推移

年令階級別に男女の賃金格差をみると17才以下層が最も格差が小さく、40～49才層まで年令とともに拡大している。

(男子=100)

年令階級	昭和36年	37	38	39	40	41	42	43
17才以下	95.8	101.2	98.0	95.1	96.5	92.5	96.4	92.3
18～19	76.6	78.1	79.7	79.9	83.1	83.5	82.4	79.5
20～24	67.7	68.3	70.4	68.8	71.5	71.3	71.9	72.0
25～29	60.2	60.2	60.4	58.7	61.0	60.4	60.3	60.7
30～34	52.7	53.8	54.6	52.1	53.5	52.2	50.1	49.6
35～39	42.4	44.8	47.6	45.3	47.9	48.1	46.3	46.1
40～49	37.0	39.7	40.7	39.8	41.5	42.5	41.4	41.9
50～59	39.2	42.5	44.1	41.5	43.2	45.0	44.2	44.1
60才以上	44.6	47.7	50.7	50.2	52.6	52.7	54.6	56.4

注) 各年4月

但し43年のみ6月

賃金実態総合調査(36年)

労働省 — 特定条件賃金調査(37,38年)

賃金構造基本統計調査(39～43年)

表21 男女別、年令階級別、平均年令、勤続年数、労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、所定内給与額および平均年間賃金とその他の特別給与額(昭和43年6月)

男子の賃金が年令に比例して上昇するのに対し、女子の賃金は30才以降は横ばいとなる。

(規模10人以上)

区 分	平均年令	平均勤続年数	平均月間実労働時間数	平均月間きまって支給する現金給与額		平均年間賃金とその他の特別給与額
				計	所定内給与額	
	才	年	時間	千円	千円	千円
計	29.0	4.3	195	25.8	24.7	58.7
女						
～17才	16.7	1.3	199	19.3	18.8	23.9
18～19	19.1	1.6	199	22.1	21.1	30.4
20～24	22.1	3.3	195	25.7	24.4	69.9
25～29	27.0	5.0	191	28.4	27.2	76.3
30～34	32.5	5.8	189	27.7	26.7	63.4
35～39	37.5	6.8	190	28.3	27.1	66.9
40～49	44.6	6.8	193	28.3	27.2	64.2
50～59	54.1	7.5	194	28.5	27.5	64.0
60才～	64.0	8.4	197	25.1	24.4	47.4
男						
計	33.9	8.6	211	51.2	44.7	143.2
～17才	16.7	1.2	200	20.9	20.2	22.7
18～19	19.1	1.6	212	27.8	24.2	33.8
20～24	22.5	3.4	212	35.7	30.7	81.2
25～29	27.4	5.8	213	46.8	39.9	124.7
30～34	32.4	8.3	214	55.8	48.1	155.9
35～39	37.4	1.7	211	61.4	53.6	184.8
40～49	44.4	5.1	208	67.5	59.7	221.0
50～59	54.3	4.8	208	64.6	57.8	202.0
60才～	64.6	9.2	210	44.5	41.5	96.4

労働省 — 賃金構造基本統計調査

表22 男女別年令間賃金格差の推移

女子の年令間賃金格差は男子に比してはるかに小さい。
15～17才層の賃金が急激に上昇したため、格差はさらに縮小した。

(20～24才=100)

年令階級	女						男					
	昭和29年	35	40	41	42	43	昭和29年	35	40	41	42	43
15～17才	63	69	76	74	74	75	44	48	56	57	55	59
18～19	81	84	87	86	86	86	71	73	75	74	75	78
20～24	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
25～29	116	123	111	108	109	111	135	138	130	128	130	131
30～34	110	129	116	112	108	108	165	175	155	152	155	156
35～39	106		115	115	111	110	186	203	172	170	172	172
40～49	107	120 (40才以上)	111	112	109	110	204	227	191	187	189	189
50～59	97		112	115	111	111	191	204	185	182	181	181

労働省—個人別賃金結果報告(昭和29年)

賃金構造基本統計調査(昭和35～43年)

表23 職種別女子現金給与額、平均年令、平均勤続年数および労働時間数
(昭和48年6月)

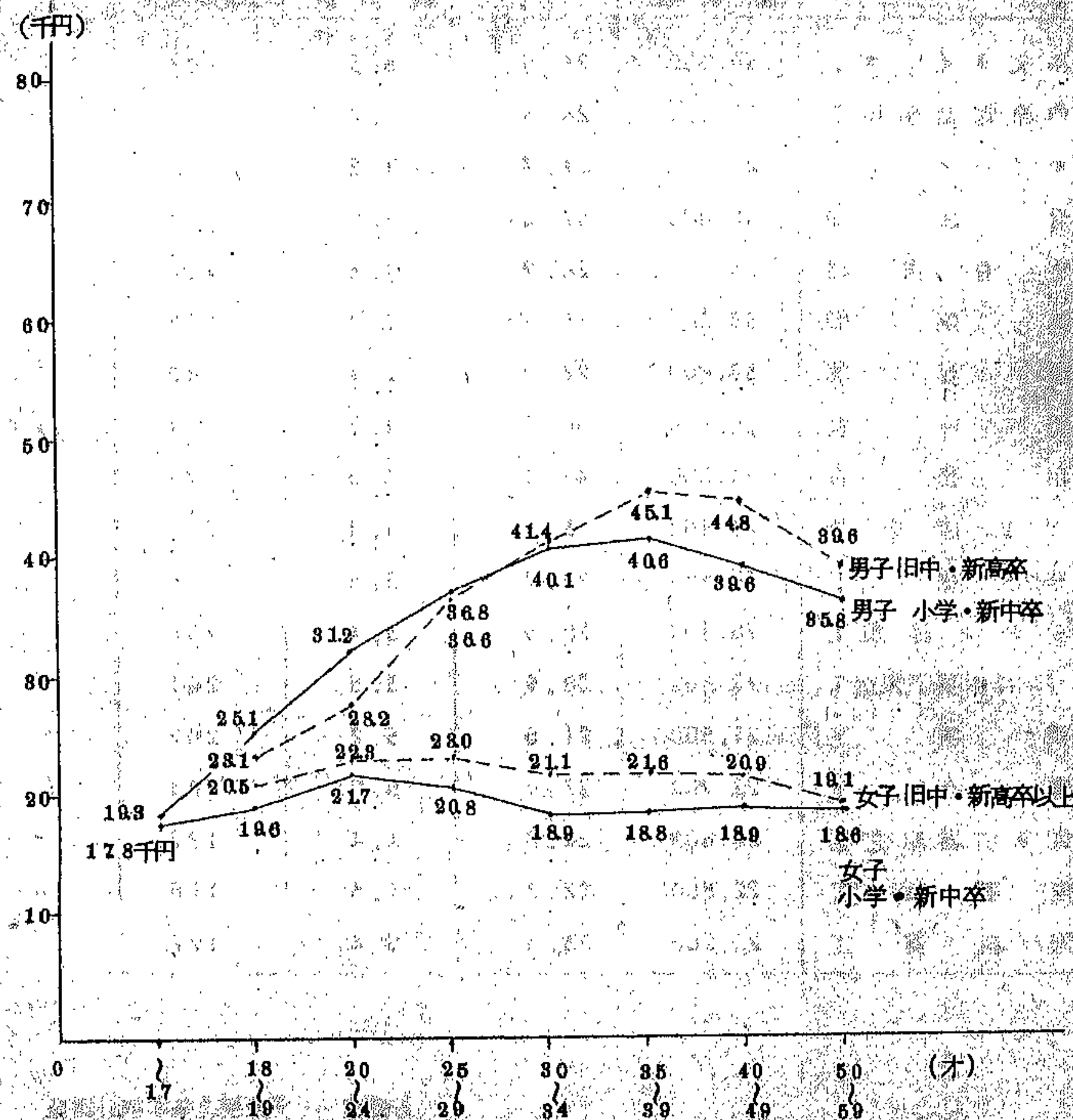
平均年令が30才以上の職種について女子の賃金をみると看護婦、薬剤師等専門的技術的職業等では比較的高く、用務員、皮製品工、パン洋生菓子製造工等では低い。

職 種	現 給 与 金 額 円	平 均 年 令 才	平 均 勤 続 年 数 年	平均月間実労働時間数 時間
和文タイピスト	30,900	26.8	6.3	186
内線電話交換手	29,500	26.3	5.4	187
キイバンチャー	28,000	21.7	3.2	185
看護婦	42,400	37.2	10.0	181
准看護婦	33,200	26.2	4.6	190
薬剤師	38,500	33.6	5.7	185
理容師	30,000	27.0	3.1	182
美容師	35,400	30.7	4.7	211
用務員	24,500	46.1	6.0	193
百貨店店員	26,100	23.1	3.4	201
洋服裁縫工	18,500	24.7	2.8	198
ミシン縫製工	20,100	25.3	3.4	200
パン洋生菓子製造工	19,800	30.9	3.5	201
精紡工	21,500	21.5	3.2	202
織布工	22,900	27.0	5.0	204
電気機器組立工	24,600	24.2	3.4	192
皮製品工	22,500	32.2	4.3	198
陶磁器工	22,200	33.6	5.4	197

労働省—賃金構造基本統計調査

図24 男女別、学歴別、年令別中途採用者の初任賃金（平均月間所定内給与）
（昭和48年8月）

女子中途採用者の初任賃金のピークは中卒で20～24才層、高卒で25～29才層となっており、30才以降は両者ともほぼ横ばいに近い状態である。



労働省 — 賃金構造基本統計調査

（職業訓練等）

表25 訓練所の種類および訓練形態別、年令階級別、職業経験の有無別、
女子公共職業訓練生数（昭和42年）

公共職業訓練を受ける女子のなかで、35才以上の者は7%である。（人）

訓練所の種類 訓練形態	在所 者数	年令階級別					学歴別			職業経験のあるもの	職業経験のない者	
		17才未満	17～24	25～34	35～44	45才以上	中学卒	高校卒	短大卒以上		卒後すぐ入所	その他
合計	7,399	2,326	3,582	975	443	73	3,546	3,710	143	3,565	3,475	359
一般合計	6,543	2,131	3,142	828	379	62	3,075	3,342	126	3,119	3,204	220
一般	3,141	2,043	1,088	7	2	1	2,075	1,044	22	89	3,024	28
一定時制	624	8	497	97	17	5	103	495	26	504	61	59
一般職業転換 炭鉱離職者	2,739	81	1,556	715	339	48	862	1,799	78	2,487	119	133
身障	355	127	173	45	9	1	277	73	5	75	150	130
総合	501	67	267	102	55	10	194	295	12	371	121	9

注）男子公共職業訓練生数は57,861人

労働省 — 職業訓練局調

表26 訓練職種別、年令階級別、学歴別、職業経験の有無別、
女子公共職業訓練生数（昭和42年4月）

35才以上の婦人の多い訓練職種は、経理事務員、ミシン縫製工、事務員、
謄写印刷工、洋裁工等である。

職 種	年 令 別						学 歴 別			職業経験の有無		
	在 所 者 数	16	17	25	35	45	中卒	高卒	短大 卒以上	職業 経験 あり	な し	
		才 未満	1 24	1 34	1 44	才 以上					卒業後 入所	その他
金 属 プ レ ス 工	21	—	—	6	11	4	18	3	—	21	—	—
化 学 分 析 員	34	11	19	4	—	—	13	21	—	13	20	1
洋 服 工	424	243	110	44	25	2	314	108	2	129	273	22
洋 裁 工	942	296	483	125	33	6	458	465	19	451	412	79
和 裁 工	136	29	71	27	8	—	62	74	—	79	40	17
ミシン縫製工	1403	736	425	154	68	20	1011	382	10	582	787	34
編 物 工	151	8	73	50	16	4	55	87	9	121	14	16
機 械 製 図 工	376	72	239	42	12	—	106	267	3	178	163	15
写 図 工	358	23	246	83	6	—	71	276	11	269	72	17
建 築 製 図 工	63	2	58	12	1	—	10	50	3	27	34	2
活 版 印 刷 工	36	19	7	2	8	1	30	6	—	17	19	—
オフセット	51	15	11	48	—	—	18	10	—	5	23	—
謄 写	172	14	79	14	35	6	66	122	7	162	19	14
事 務 員	958	399	414	90	50	5	558	394	6	389	522	47
秘 書 事 務 員	32	—	32	—	—	—	—	32	—	6	25	1
経 理	828	113	464	132	112	7	207	586	35	511	296	21
英 語	29	—	29	—	—	—	—	29	—	9	20	—
英文タイピスト	161	—	158	3	—	—	—	149	12	65	86	10
和 文	389	23	315	43	6	2	53	322	14	217	148	24
製 紙 工	20	1	12	2	3	2	15	5	—	20	—	—
自 動 車 運 転 員	27	—	11	11	5	—	12	13	2	26	—	1
理 容 員	211	154	51	4	2	—	178	33	—	31	173	7
美 容 員	289	138	135	15	1	—	165	123	1	61	220	8
意 匠 図 案 工	65	2	57	5	1	—	2	59	4	26	29	10
合 計	7399	2326	3582	975	443	73	3546	3710	143	3565	3475	359

労働省 — 職業訓練局調

表27 短期職業講習会実施状況（昭和42年度、43年度分）

昭和42年度、43年度の短期職業講習会の応募者総数は2,883名、受講者総数254名、修了者総数は243名であった。

婦人少年室名	職 種	実施期間	実 施 場 所	応募者数	受講者数	修了者数
東 京	医療事務	42.11~12	東京都世田谷区 (商工センター)	951	36	34
東 京	医療事務	43.5~6	八 王 子 市 (八王子婦人センター)	539	35	35
大 阪	医療事務	43.9	岸 和 田 市 (大阪府立勤労婦人ホーム)	74	43	40
福 岡	医療事務	43.8	北 九 州 市 (福岡県婦人の家)	1,060	40	40
東 京	経理事務	42.11	東京都文京区 (労政会館)	119	40	37
神 奈 川	経理事務	43.9	川 崎 市 (神奈川県勤労婦人会館)	38	28	26
愛 知	経理事務	43.7~8	名 古 屋 市 (名古屋合同庁舎) 産 業 貿 易 館	102	32	31
計				2,883	254	243

募集人員 30名程度

注) 労働省婦人少年局では、中高年令婦人に対し職業能力を付与し就職を容易にするとともに中高年令婦人の適職の開拓に資するため昭和42年度より短期職業講習会(2週間)を実施している。
この講習会は婦人少年室が実施主体となって、中高年令婦人に適する職種について実施している。

労働省 — 婦人少年局

Ⅱ 職業と家庭生活

表28 配偶関係別就業理由別既婚女子労働者の構成

(昭和41年)

既婚女子の就職理由をみると有夫者では「生活費のたしにする」、死別者・離別者では「生活を支えている」がもっとも多い。

M・A(%)

就業理由	配偶関係	計	有 夫	死 別	離 別	不 明
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活を支えている		29.7	19.6	80.1	78.0	15.9
生活費のたしにする		54.2	62.5	13.7	14.9	49.7
買いたいものがある		9.5	11.0	1.2	6.6	—
住宅の修理、購入		12.0	13.8	4.1	1.7	15.6
子供の学資にする		21.7	23.6	8.1	19.6	49.5
老後のための貯金		13.0	13.2	11.5	13.4	10.5
旅行、レジャー等のため		5.4	6.0	1.7	4.1	2.6
自分のこづかいにする		7.9	8.8	3.1	4.3	18.2
仕事がおもしろい		7.6	8.5	3.1	4.6	10.5
知識や技能がいかせる		7.5	8.3	2.4	3.0	31.2
一度やめると再就職が困難だから		4.8	5.2	2.4	3.5	15.8
うちにこもっていたくない		19.1	21.7	5.7	6.2	34.6
そ の 他		3.2	3.4	2.6	1.3	2.6

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表29 入社時年齢階級別、就業理由別、女子労働者の構成
(昭和42年6月)

30才以上になって就職した女子労働者の就業理由をみると60才以上をのぞいて、いずれの年齢階級においても「家計を助けるため」が大きな割合を占めている。

M・A(%)

年齢階級	計	家計を助けるため	家族を養うため	自分の小遣いを得るため	家にいてもすることがないから	そ の 他	自 活
計	100.0	63.2	15.7	6.3	12.6	7.6	4.6
30～34才	100.0	68.3	11.4	8.0	13.5	7.9	2.8
35～39	100.0	66.8	15.4	4.8	12.1	6.8	3.0
40～44	100.0	64.3	17.2	4.3	13.0	8.1	3.0
45～49	100.0	57.6	21.9	4.5	9.0	6.3	8.7
50～54	100.0	45.1	20.7	8.5	14.0	10.4	11.0
55～59	100.0	48.5	11.8	14.7	14.7	2.9	17.6
60才以上	100.0	21.4	14.3	28.6	17.9	17.9	10.7

労働省 — 製造業小規模事業所の女子労働者実態調査

表30 配偶関係別、賃金の使途別、女子労働者の構成
(昭和42年6月)

30才以上になって就職した女子労働者の賃金の使途で第1位は「生活費にする」第2位は「将来にそなえて貯金する」となっている。
貯金の目的は有夫者では「子供の教育費」死別者では「老後の生活費」とそれぞれ約半数を占めている。

M・A(%)

区 分	計	生活費にする	将来にそなえて貯金する					旅行・レジャー等に	自分のこづかい	そ の 他
			小計	子供の教育費	老後の生活費として	不時の出費のたくわえとして	そ の 他			
計	100.0	89.6	54.2	38.2	37.6	35.8	24.2	10.2	31.9	4.4
有 夫	100.0	88.1	56.8	45.3	34.2	34.8	23.5	10.5	32.6	5.4
死 離 別	100.0	94.7	44.6	15.1	51.0	37.5	25.5	8.8	28.2	4.5

注) 計には未婚の者少数を含む。

労働省 — 製造業小規模事業所の女子労働者実態調査

表31 配偶関係別、同居の家族数別既婚女子労働者の構成
(昭和41年)

既婚女子労働者の家族構成をみると有夫者では5人以上がもっとも多い。

同居 家族数	配偶関係	計	有 夫	死 別	離 別	その他
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 人		3.1	0.0	15.3	24.4	—
2		23.5	22.9	29.1	22.6	2.7
3		19.2	18.2	23.0	26.9	24.0
4		20.4	22.0	13.9	10.4	13.1
5 人以上		33.3	36.3	18.7	15.7	49.7
不 明		0.5	0.5	0.0	—	10.5

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表32 職業別現在の仕事についた時期別女子労働者の構成
(昭和42年)

既婚女子労働者の就職の時期をみると「子供がある程度大きくなってから」の者、42%、結婚前からの者、35%となっている。労務職やパートタイム雇用の者に前者の割合が高く、専門技術職、事務職の者には後者の割合が高い。

時 期	計	専門技術職	事 務 職	労 務 職	パートタイム
結 婚 す る 前 か ら	35%	7%	5%	1%	9%
子供がある程度大き くなってから	42	14	28	59	72
夫に死(離)別して から	6	—	4	11	1
その他結婚してから等	17	7	17	17	18

労働省婦人少年局 — 保育および就労に関する母親の意識調査
内閣総理大臣官房広報室

表33 産業別、配偶関係別勤続の意志別既婚女子労働者数
(昭和41年)

既婚女子労働者の大多数の者は勤続の意志をもって働いており、早くやめたいと思いつながらやむを得ず働いている者は7.9%にすぎない。

M・A(%)

区 分	計	できるだ け長く	定年まで	年金がつ くまで	子供が いなくなる まで (現 在の子 供が いない人)	次の子供 が うまれる まで (現在 子ども がいる人)	夫の収入 が十分に なるまで	できるだ け早く やめたい	早くやめ たいがや められな い	その他
小 計	100.0	55.4	9.5	2.5	9.1	1.8	6.9	3.8	4.1	6.1
産 業	100.0	52.6	8.1	2.3	11.0	2.1	8.3	4.4	4.0	6.2
有 死 別 別	100.0	69.8	18.1	2.3	—	—	—	1.1	3.8	4.7
離 別	100.0	67.5	14.0	3.3	—	—	—	0.5	6.5	7.9
不 明	100.0	49.8	0.1	15.6	3.1	—	10.4	10.4	—	10.5
製 造	100.0	65.1	5.0	1.1	10.8	0.6	8.6	2.8	2.8	2.0
組 装	100.0	60.5	8.1	1.3	9.7	1.3	5.3	3.0	4.1	5.8
卸売業・小売業	100.0	52.0	7.1	0.1	15.4	5.2	6.4	1.7	6.8	5.2
金融・保険業	100.0	47.4	10.4	1.9	7.5	1.0	7.8	10.4	5.8	7.5
不動産業	100.0	52.2	9.5	4.9	17.2	0.6	3.2	5.7	3.8	2.2
運輸通信業	100.0	48.2	8.9	4.8	9.4	2.2	10.0	6.0	2.2	7.1
電気・ガス・水道業	100.0	36.7	23.8	4.5	3.4	1.2	13.3	4.5	6.0	6.4
サービス業	100.0	46.3	14.0	5.6	6.3	2.3	9.7	4.3	3.6	7.4

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表34

配偶関係および子供（中学生以下）の有無別、勤続の意志別、女子労働者の構成
(昭和42年6月)

30才以上になって製造業小規模事業所に採用された女子労働者の95%は勤続の意志をもち、その94%は「いまのまま続けたい」と答えている。

区 分	総 計	続 け たい				や め たい				そ の 他				
		いまの まま続 けたい	他に変わって続けたい (M. A)			計	家事が 充分で きない	体力的 に無理 だから	家族が 働くこ とを好 まない から		子供の 教育や しつけ ができ ないか ら	経済的 にたい してづ らな いから	その他	
			もっと 高い給 料がほ しい	仕事 がきつ い	勤務時 間が長 い									通勤時 間がか かる
計	1000 953 1000	940 940 1000	60 712 1000	35.6 427 1000	62 64 1000	4.8 4.5 1000	21.2 23.6 1000	35.3 31.9 1000	9.4 8.3 1000	17.6 20.8 1000	4.7 5.6 1000	34.1 33.3 1000	1.4 1.6 1000	
有 夫	1000 946 1000	939 938 1000	61 62 1000	682 686 1000	427 429 1000	64 67 1000	4.5 4.8 1000	23.6 23.9 1000	31.9 29.9 1000	8.3 7.5 1000	20.8 22.4 1000	5.6 4.5 1000	33.3 35.8 1000	1.6 1.6 1000
子供あり	1000 972 1000	949 949 1000	51 51 1000	75.9 75.9 1000	138 138 1000	6.9 6.9 1000	4.8 6.9 1000	23.9 21 1000	29.9 54.5 1000	7.5 18.2 1000	22.4 — 1000	4.5 — 1000	35.8 36.4 1000	1.6 0.9 1000
未婚別	1000 973 1000	949 949 1000	51 51 1000	79.2 79.2 1000	125 125 1000	8.3 8.3 1000	4.8 8.3 1000	11.1 11.1 1000	55.6 55.6 1000	22.2 22.2 1000	— — 1000	— — 1000	33.3 33.3 1000	0.8 0.8 1000
子供あり	1000 973 1000	949 949 1000	51 51 1000	79.2 79.2 1000	125 125 1000	8.3 8.3 1000	4.8 8.3 1000	11.1 11.1 1000	55.6 55.6 1000	22.2 22.2 1000	— — 1000	— — 1000	33.3 33.3 1000	0.8 0.8 1000

注) 計は30才以上になってから現在の事業所に採用された女子労働者の計で未婚のもの少数を含む。

労働省 — 製造業小規模事業所の女子労働者実態調査

表35 前職の勤務形態別退職理由別既婚女子労働者の構成
(昭和41年)

前職の退職理由を「勤め先都合」と「自己都合」とにわけると、自己都合が約8割を占め、その内訳は「結婚」がもっとも多い。

退職理由別		計	フルタイム		
			常用	臨時	パートタイム
勤め先都合	計	100.0	100.0	100.0	100.0
	小計	16.4 (100.0)	14.4 (100.0)	27.5 (100.0)	34.7 (100.0)
	人員整理・会社倒産	(67.2)	(67.3)	(62.3)	(83.2)
	定年	(3.9)	(5.3)	—	—
自己都合	その他	(28.9)	(27.5)	(37.7)	(16.8)
	計	77.7 (100.0)	80.7 (100.0)	61.7 (100.0)	58.6 (100.0)
	結婚	(35.4)	(39.2)	(6.1)	(6.5)
	家事	(12.6)	(12.1)	(13.0)	(32.0)
	妊娠・出産	(6.0)	(5.8)	(7.6)	(6.3)
	育児	(3.7)	(3.7)	(3.3)	(0.1)
	家族の看護	(1.9)	(2.0)	—	(4.8)
	給料が安い	(2.1)	(8.8)	(14.1)	(0.6)
	身分が不安定	(2.9)	(1.3)	(16.0)	(14.8)
	労働時間が長い	(5.6)	(5.4)	(6.3)	(9.5)
	労働環境が悪い	(4.8)	(5.1)	(2.6)	—
	仕事の内容に不満	(4.9)	(4.5)	(7.7)	(5.8)
	職場の人間関係悪い	(1.6)	(1.7)	(1.5)	(0.9)
その他	その他	(20.0)	(18.9)	(26.0)	(38.1)
	不明	5.7 0.2	4.9 0.1	10.8 0.0	6.7 —

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表3.6 平日、休日における家事労働担当者の構成
(昭和41年)

既婚女子労働者は平日にはその7割、休日には9割が家事労働を担当している。

(%)

家事労働担当者	平日	休日
計	100.0	100.0
自分	70.8	89.6
夫	1.5	0.3
自分の母	7.0	1.8
夫の母	10.6	1.9
その他の家族	6.2	3.2
家事使用人	0.3	0.1
その他	3.4	2.5
不明	0.2	0.6

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表3.7 既婚女子労働者の平均生活時間(昭和41年)

既婚女子労働者の平日の平均生活時間を家庭婦人とくらべると「家事をした時間」「休養・娯楽・趣味」等の時間がとくに少ない。

生活時間		既婚女子労働者		家庭婦人
		平日	休日	(平日)
つとめ先にいた時間		8時間59分		
通勤時間(往復)		47分		
家事をした時間	計	2時間52分	5時間44分	6時間59分
	子供あり	2時間55分	5時間52分	
	子供なし	2時間47分	5時間35分	
子供の世話や相手をした時間		31分	1時間7分	
となり近所親せきつきあいの時間		7分	50分	47分
内職・自宅でのつとめ先の仕事をした時間		5分	10分	・〔労働〕 2時間58分
睡眠時間	計	7時間23分	8時間47分	7時間42分
	子供あり	7時間18分	8時間34分	
	子供なし	7時間27分	9時間0分	
食事・入浴・生理的に必要な時間		1時間30分	2時間3分	2時間4分
休養・娯楽・趣味	計	1時間32分	4時間11分	5時間57分
	子供あり	1時間14分	3時間18分	
	子供なし	1時間51分	5時間6分	
その他		14分	1時間7分	20分

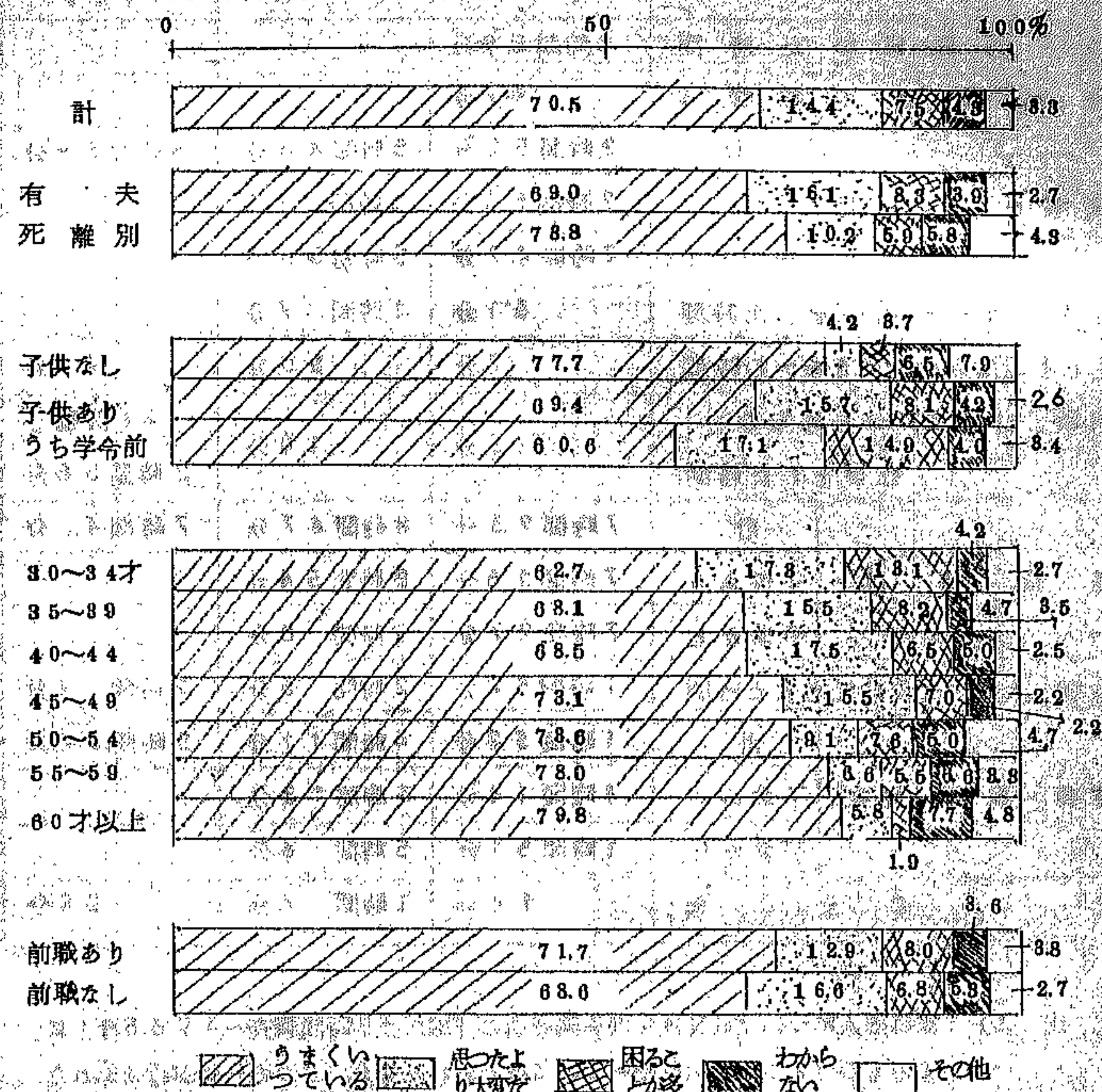
注 1) 家庭婦人についてはNHK世論調査所の「国民生活時間調査—1965年」によるもので2つの生活行動が同時に行なわれた場合、2つの行動が行なわれたものとして取り扱ったため24時間をこえる。

2) ・〔労働〕とは、商売・農作業・内職・アルバイト等である。

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査
NHK — 国民生活時間調査

図38 職業と家庭生活との両立に対する予想と現実
(昭和42年6月)

30才以上になって就職した女子労働者の職業生活で約7割の者が家庭生活との両立が「うまくいっている」と考えている。



労働省 — 製造業小規模事業所の女子労働者実態調査

表39 子供の有無別学令別既婚女子労働者の構成
(昭和41年)

既婚女子雇用者の半数は中学生以下の子供をもっている。

(%)

計	100.0
子供あり (M・A)	50.3
学令前の子供あり	20.8
小学生の子供あり	25.3
中学生の子供あり	17.4
子供なし	49.4
不明	0.3

注) 子供ありの内訳は2人以上の子供があるものもいるため
その合計は50.3%をこえる。

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表40 職種別中学生以下の子供の有無別子供数別既婚女子労働者の構成
(昭和41年)

専門職、運輸通信従事者に中学生以下の子供のある者の割合が高い。

平均子供数は、各職種とも大きな差はみられない。

(%)

区分	計	子供あり	子供数別既婚女子および平均子供数					平均子供数	子供なし	不明
			小計	1人	2人	3人以上	不明			
計	100.0	50.3	(100.0)	50.8	41.7	7.6	—	1.6	49.4	0.3
事務	100.0	46.3	(100.0)	53.3	42.4	4.3	—	1.5	53.3	0.3
販売	100.0	53.7	(100.0)	33.7	49.5	16.7	—	1.8	45.5	0.8
製造作業	100.0	49.6	(100.0)	54.8	37.6	7.6	—	1.5	50.3	0.2
運輸通信	100.0	57.2	(100.0)	49.1	47.7	3.2	—	1.5	42.8	0.0
単純作業	100.0	46.9	(100.0)	49.4	41.2	9.4	—	1.6	52.6	0.5
サービス	100.0	46.6	(100.0)	56.9	32.5	10.6	—	1.5	53.3	0.0
専門職	100.0	64.7	(100.0)	45.8	51.2	3.0	—	1.6	35.0	0.4
管理職	100.0	8.5	(100.0)	88.4	11.6	—	—	1.1	91.5	—
その他	100.0	54.0	(100.0)	56.7	29.6	13.7	—	1.6	44.2	1.8

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表41 学令前の子供の年令別、保育状況別既婚女子労働者の構成
(昭和41年)

就労中の保育状況についてみると「自宅で家族がみている」ものが過半数を占め、ついで「職場以外の保育施設」、「よその家」にあずけている者が多い。「また誰も世話する者がいない」が2.8%ある。

M・A (%)

保育状況 子供年令	計	自宅で家族がみている	自宅で家族以外のものがみている	よその家にあずけている	職場以外の保育施設にあずけている	職場の保育施設にあずけている	誰も世話する者がいない	その他
計	100.0	56.3	3.9	16.8	20.2	1.2	2.8	5.1
0才	100.0	62.6	4.5	26.9	3.1	1.0	—	1.9
1	100.0	58.4	6.3	25.7	6.7	0.1	0.0	2.8
2	100.0	66.1	3.2	18.5	9.5	2.6	0.0	0.1
3	100.0	58.3	3.0	10.6	23.9	0.9	1.8	2.1
4	100.0	51.6	0.8	10.1	25.8	0.9	5.5	6.5
5	100.0	57.2	1.4	9.5	27.5	—	3.3	1.8
6	100.0	37.6	9.6	18.1	28.5	2.2	4.5	—
不明	100.0	26.2	—	6.1	8.5	0.3	4.2	54.7

注) 誰も世話する者がいない……① 兄妹と一緒に過として母親の帰りを待つ。
② 母親が職場に連れてゆき遊ばせている。
③ 母親の職場と住居がごく接近しているため寝かせっ放しにしておく。

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表42 職種別、学令前の子供の保育状況別、既婚女子労働者の構成
(昭和41年)

子供、の保育状況を職種別にみると「自宅で家族がみている」ものはサービス業、事務従事者等で高く「職場以外の保育施設にあずけている」では、製造作業、単純作業従事者の占める割合が高い。「誰も世話する者がいない」では単純作業従事者、製造作業従事者の占める割合が比較的高い。

M・A (%)

保育状況 職種	計	自宅で家族がみている	自宅で家族以外がみている	職場以外の保育施設にあずけている	よその家にあずけている	職場の保育施設	誰も世話する者がいない	その他
計	100.0	56.3	3.9	20.2	16.8	1.2	2.8	5.1
事務	100.0	63.7	6.0	13.4	16.3	1.5	0.1	5.4
販売	100.0	47.8	1.4	20.1	16.1	—	3.9	11.5
製造作業	100.0	49.6	2.1	27.5	15.2	0.2	5.7	4.6
運輸通信	100.0	61.3	4.7	20.3	24.1	—	—	—
単純作業	100.0	62.7	—	24.4	10.4	1.7	6.9	5.4
サービス	100.0	75.6	—	0.3	10.8	—	0.1	13.2
専門職	100.0	55.2	13.0	14.8	21.6	2.7	—	4.6
管理職*	100.0	—	—	—	95.2	—	—	4.8
その他	100.0	5.4	—	94.6	47.3	—	—	—

注 1) 学令前の子供をもつ労働者 = 1.0.0

2) *印はサンプルが少ない

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表4-3 現在の保育状況別、保育施設を利用しない理由別、学令前の子供をもつ既婚女子労働者の構成
(昭和41年)

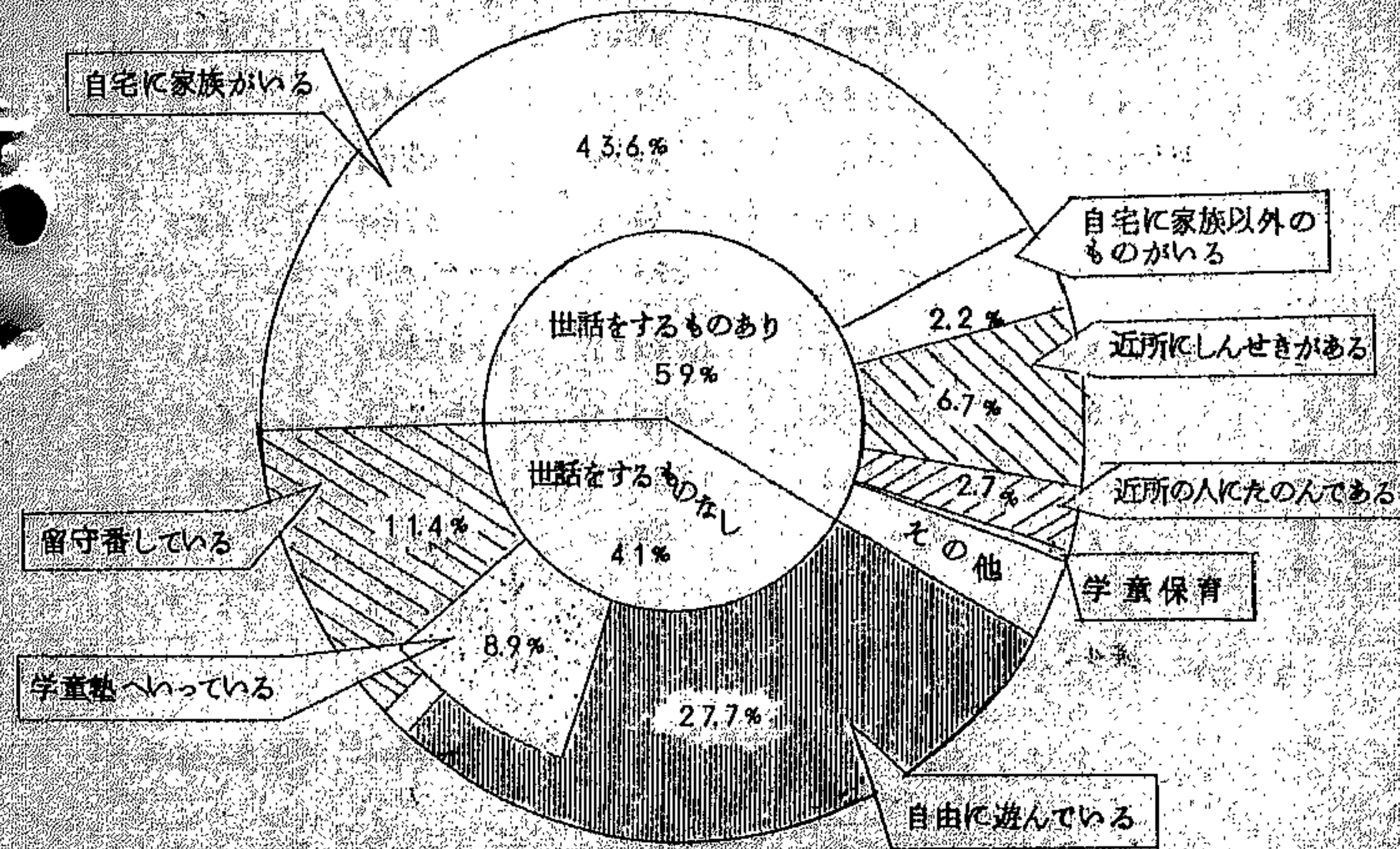
誰も子供の世話をする者がいない者の半数以上が「近所に保育所がない」と答えている。

保育施設を利用しない理由		M. A. (%)													
		計	家族が子供をみていないので必要ない	子供をみてくれる人っていない	しんせきがみでるのに必要ない	近所に人にあずけるほうが安心	近所に保育所がない	乳児をあずかる保育所がない	保育所が満員でつかえない	家族がいて保育所があつてくれない	子供が病弱であつてくれない	保育期間が短かすぎる	安心しあつてくれない	保育費が高すぎる	その他
保育状況	計	1000	63.5	3.4	11.9	1.0	10.4	6.4	2.2	2.3	—	2.5	3.6	1.5	9.0
	自宅で家族がみでいる	1000	87.2	—	2.5	0.0	5.5	4.5	2.0	3.2	—	0.4	1.6	1.2	7.8
	自宅で家族以外がみでいる	1000	2.0	60.2	31.7	—	2.0	0.1	—	—	—	—	4.1	2.0	25.4
よその家にあずけている	小計	1000	3.3	3.8	49.6	5.7	14.6	17.3	1.1	—	—	12.6	12.4	3.4	5.9
	しんせき	1000	4.4	0.0	71.4	—	15.8	8.2	1.6	—	—	7.7	12.1	4.9	4.3
	その他	1000	1.5	10.6	8.9	15.9	13.2	3.43	0.3	—	—	22.0	13.7	1.2	9.1
誰も世話する者がいない	不明	1000	—	—	94.3	—	4.7	0.9	—	—	—	—	—	—	—
	計	1000	—	—	—	—	52.2	0.1	17.4	—	—	11.7	12.8	—	17.4
	その他	1000	—	1.64	—	—	59.6	—	—	—	—	—	—	—	24.0

労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

図4-4 小学生の子供の放課後の状況 (昭和41年)

小学生の子供をもつ既婚女子労働者の41%は、つとめの間、子供の世話をしている者がいないと答えている。



労働省 — 既婚女子労働者に関する調査

表45 認可保育所数および入所児童数の推移（各年12月）

認可保育所数は年々増加している。

区 分	年	総 数 (A)	公 立 (B)	私 立	B/A
		所	所	所	%
施設 数	昭和39年	10,820	6,497	4,323	60.0
	40	11,201	6,806	4,395	60.8
	41	11,655	7,197	4,458	61.8
	42	12,153	7,549	4,604	62.1
	43	12,718	7,958	4,760	62.6
入所 児童 数	昭和39年	730,990人	445,481人	285,509人	60.9%
	40	754,518	462,896	291,622	61.3
	41	866,062	528,992	337,070	61.1
	42	928,497	568,360	360,137	61.2
	43	992,370	609,603	384,571	61.4

厚生省 — 母子福祉課調

表46 無認可保育所数および入所児童数の推移

無認可保育所数も年々増加している。

年 月	施 設 数	入 所 児 童 数
	所	人
昭和38.12	1,691	96,770
39. 6	1,829	100,540
41. 5	2,209	115,813

厚生省 — 児童家庭局調

表47 母の年齢階級別要保育児童数および構成比

（昭和42年8月）

わが国における要保育児童^注数は148万人と推計されており、このうち143万人の児童に母がいる。

母を年齢別にみると25～29才層がもっとも多い。

区 分	全 国 推 計 数	構 成 比
	人	%
総 数	1,484,100	100.0
母 あ り	1,425,800	96.1
～19才	2,800	0.2
20～24	111,500	7.5
25～29	531,500	35.8
30～34	464,800	31.3
35～39	172,900	11.7
40～	57,500	3.9
不 明	84,900	5.7
母 な し	58,300	3.9

注) 要保育児童…満7才未満の未就学の乳幼児であって、母親がいない、疾病または家事以外の仕事をしている等の理由で保育できない状態にあるものをいう。

厚生省 — 全国要保育児童等実態調査

表48 母の仕事の場所別要保育児童数および構成比

（昭和42年8月）

要保育児童の母親の64%が居宅外で就労している。

区 分	全 国 推 計 数	構 成 比
	人	%
総 数	1,484,100	100.0
母 あ り	1,425,800	96.1
居 宅 内	513,800	34.6
居 宅 外	912,000	61.6
母 な し	58,300	3.9

厚生省 — 全国要保育児童等実態調査

表49 母の職業別、仕事の場所別、要保育児童数および構成比
(昭和42年8月)

要保育児童の母親を職業別にみると、農林漁業従事者、単純労働者、販売従事者等の割合が高い。

職 業	要 保 育 児 童 数		仕 事 の 場 所			
	全国推計数	構 成 比	居 宅 内		居 宅 外	
			全国推計数	構 成 比	全国推計数	構 成 比
	人	%	人	%	人	%
総 数	1,425,800	100.0	513,800	100.0	912,000	100.0
専門的技術的職業従事者	104,600	7.3	18,900	3.7	85,700	9.4
事 務 従 事 者	95,200	6.7	19,800	3.9	75,400	8.3
販 売 従 事 者	145,500	10.2	94,100	18.3	51,400	5.6
農 林 漁 業 従 事 者	470,400	33.0	38,700	7.5	431,700	47.3
単 純 労 働 者	229,200	16.1	86,900	16.9	142,300	15.7
サービス職業従事者	108,300	7.6	70,000	13.6	38,300	4.2
その他の職業従事者	272,600	19.1	185,400	36.1	87,200	9.6

厚生省 — 全国要保育児童等実態調査

Ⅲ 中高年令婦人の労働力需要の現状と将来

(現 状)

表50 男女別、15才以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移

昭和43年の女子15才以上人口は3,954万人で、昭和28年にくらべると労働力人口、非労働力人口ともに増加しているが労働力率は低下している。

年	総 数					女					男				
	15才以上 人 口	労働力 人 口	非労働力 人 口	労働力率 %	労働力人口 の 男女別構成 %	15才以上 人 口	労働力 人 口	非労働力 人 口	労働力率 %	労働力人口 の 男女別構成 %	15才以上 人 口	労働力 人 口	非労働力 人 口	労働力率 %	労働力人口 の 男女別構成 %
昭和28	万人 5701	万人 3989	万人 1713	% 70.7	% 100.0	万人 2954	万人 1614	万人 1340	% 54.6	% 40.5	万人 2747	万人 2374	万人 373	% 86.4	% 59.5
30	5925	4194	1723	70.8	100.0	3068	1740	1325	56.7	41.5	2857	2455	398	85.9	58.5
31	6050	4268	1776	70.5	100.0	3131	1765	1363	56.4	41.4	2919	2504	412	85.8	58.7
32	6175	4363	1806	70.7	100.0	3194	1798	1394	56.3	41.2	2981	2565	412	86.0	58.8
33	6295	4387	1901	69.7	100.0	3255	1802	1450	55.4	41.1	3040	2586	451	85.1	58.9
34	6424	4433	1983	69.0	100.0	3320	1808	1508	54.5	40.8	3104	2625	475	84.6	59.2
35	6520	4511	1998	69.2	100.0	3370	1838	1526	54.5	40.7	3151	2673	472	84.8	59.3
36	6603	4562	2033	69.1	100.0	3412	1854	1554	54.3	40.6	3191	2709	479	84.9	59.4
37	6755	4614	2138	68.3	100.0	3488	1861	1626	53.4	40.3	3267	2753	512	84.3	59.7
38	6938	4652	2282	67.1	100.0	3581	1862	1717	52.0	40.0	3358	2791	566	83.1	60.0
39	7122	4710	2408	66.1	100.0	3675	1878	1794	51.1	39.9	3447	2831	614	82.1	60.1
40	7287	4787	2497	65.7	100.0	3758	1903	1853	50.6	39.8	3529	2884	644	81.7	60.2
41	7432	4891	2537	65.8	100.0	3831	1949	1880	50.9	39.8	3602	2942	658	81.7	60.2
42(旧)	7557	4983	2570	65.9	100.0	3892	1991	1900	51.2	40.0	3665	2992	670	81.6	60.0
42(新)	7557	4983	2570	65.9	100.0	3892	1991	1900	51.2	40.0	3665	2992	670	81.6	60.0
43	7678	5061	2609	65.9	100.0	3954	2003	1947	50.7	39.6	3724	3058	661	82.1	60.4

表51

年令階級別女子15才以上人口、労働力人口の推移

こと10年間に女子労働力人口の増加の大きかったのは40～54才、35～39才、20～24才層であり

減少が大きいのは15～19才層である。

(万人)

区分	総数	15～19才	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65才以上
昭和34年	3320(100.0)	450(13.6)	394(11.9)	394(11.9)	378(11.4)	327(9.8)	751(22.6)	337(10.2)	300(9.0)
35	3370(100.0)	447(13.3)	391(11.6)	398(11.8)	382(11.3)	339(10.1)	774(23.0)	347(10.3)	312(9.3)
36	3412(100.0)	426(12.5)	409(12.0)	408(12.0)	383(11.2)	342(10.0)	782(22.9)	350(10.3)	318(9.3)
37	3488(100.0)	449(12.9)	437(12.5)	417(12.0)	385(11.0)	351(10.1)	783(22.4)	348(10.0)	320(9.2)
38	3581(100.0)	477(13.3)	445(12.4)	418(11.7)	393(11.0)	360(10.1)	802(22.4)	357(10.0)	329(9.2)
39	3675(100.0)	503(13.7)	464(12.6)	415(11.3)	398(10.8)	370(10.1)	820(22.5)	369(10.0)	337(9.2)
40	3758(100.0)	533(14.2)	463(12.5)	416(11.1)	401(10.7)	379(10.1)	840(22.4)	380(10.1)	347(9.2)
41	3831(100.0)	563(14.7)	442(11.5)	423(11.0)	407(10.6)	386(10.1)	862(22.5)	390(10.2)	360(9.4)
42	3892(100.0)	552(14.2)	447(11.5)	435(11.2)	421(10.8)	388(10.0)	881(22.6)	399(10.3)	370(9.5)
43	3954(100.0)	521(13.2)	474(12.0)	442(11.2)	421(10.6)	397(10.0)	904(22.9)	410(10.4)	384(9.7)
34	1808(100.0)	223(12.3)	276(15.3)	217(12.0)	207(11.4)	193(10.7)	443(24.5)	156(8.6)	76(4.2)
35	1838(100.0)	219(11.9)	277(15.1)	217(11.8)	216(11.8)	200(10.9)	458(24.9)	162(8.8)	80(4.4)
36	1854(100.0)	210(11.3)	290(15.6)	214(11.5)	210(11.3)	206(11.1)	464(25.0)	165(8.9)	83(4.5)
37	1861(100.0)	210(11.3)	317(17.0)	218(11.7)	208(11.2)	209(11.2)	470(25.3)	156(8.4)	73(3.9)
38	1862(100.0)	200(10.7)	320(17.2)	212(11.4)	208(11.8)	214(11.5)	478(25.7)	160(8.6)	72(3.9)
39	1878(100.0)	188(10.0)	328(17.5)	205(10.9)	207(11.0)	220(11.7)	489(26.0)	168(8.9)	75(4.0)
40	1903(100.0)	191(10.0)	325(17.1)	204(10.7)	205(10.8)	226(11.9)	506(26.6)	172(9.0)	75(3.9)
41	1949(100.0)	214(11.0)	310(15.9)	206(10.6)	206(10.6)	228(11.7)	530(27.2)	179(9.2)	78(4.0)
42	1991(100.0)	214(10.7)	313(15.7)	214(10.7)	215(10.8)	225(11.5)	545(27.4)	185(9.3)	80(4.0)
43	2003(100.0)	199(9.9)	332(16.6)	212(10.6)	209(10.4)	232(11.6)	561(28.0)	185(9.2)	73(3.6)

注) ()内は構成比(%)である。

総道府—労働力調査

表 5 2 年令階級別女子労働力率の推移

40～54才層の労働力率は上昇、20～24才、35～39才層では横ばい、他の年令層はいずれも低下している。なかでも15～19才層の低下が著しい。

(%)

年	計	15～19才	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65才以上
昭和34	54.5	49.6	70.1	55.1	54.8	59.0	59.0	46.3	25.3
35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.2	46.7	25.6
36	54.3	49.3	70.9	52.5	54.8	60.2	59.3	47.1	26.1
37	53.4	46.8	72.5	52.3	54.0	59.5	60.0	44.8	22.8
38	52.0	41.9	71.9	50.7	52.9	59.4	59.6	44.8	21.9
39	51.1	37.4	70.7	49.4	52.0	59.5	59.6	45.5	22.3
40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2	45.3	21.6
41	50.9	38.0	70.1	48.7	50.6	59.1	61.5	45.9	21.7
42	51.2	38.8	70.0	49.2	51.1	58.0	61.9	46.4	21.6
43	50.7	38.1	70.1	48.0	49.6	58.5	62.1	45.1	18.9

総 理 府 —— 労 働 力 調 査

表 5 3 配偶関係別女子労働力率の推移

未婚者および死離別者の労働力率は下降、有配偶者は横ばいの状態である。

(%)

年	計	未 婚	有 配 偶	死・離 別
37	53.4	63.6	51.1	44.5
38	52.0	60.7	50.2	44.1
39	51.1	58.1	49.9	43.7
40	50.6	56.4	49.9	42.9
41	50.9	57.0	50.1	43.2
42 (旧)	51.2	58.0	50.2	42.3
42 (新)	61.2	58.0	50.2	42.3
43	50.7	58.7	49.6	40.8

総 理 府 —— 労 働 力 調 査

表 5-4 男女別従業上の地位別就業者数の

雇用者の増加と家族従業者の減少が顕著であ

年	計				女	
	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主
昭和28	3936	1004	1360	1572	1589	214
30	4119	1040	1385	1690	1705	246
31	4197	1048	1324	1823	1730	254
32	4303	1058	1285	1957	1767	273
33	4324	1031	1241	2050	1773	265
34	4368	1024	1183	2158	1776	275
35	4461	1033	1151	2273	1812	273
36	4518	1011	1121	2379	1830	263
37	4574	981	1094	2496	1839	252
38	4613	981	1050	2578	1841	260
39	4673	975	1025	2669	1859	259
40	4748	968	992	2783	1883	265
41	4847	977	964	2902	1926	275
42(旧)	4940	1001	957	2980	1968	283
42(新)	4920	968	880	3071	1963	289
43	5002	984	866	3148	1980	285

推移

る。

(万人)

男					
家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
946	430	2546	791	413	1142
965	492	2412	794	419	1198
937	539	2467	795	387	1284
913	580	2536	786	372	1377
881	626	2550	766	360	1424
850	650	2591	749	333	1508
842	695	2648	760	309	1578
826	738	2687	748	295	1641
802	785	2735	729	292	1711
769	811	2772	721	281	1767
764	835	2814	716	262	1834
744	873	2865	704	248	1911
722	929	2921	702	243	1973
719	965	2972	718	238	2015
669	1004	2957	679	211	2067
663	1032	3021	699	203	2117

総理府——労働力調査

表 5 5 男女別、年齢階級別将来人口

人口の老化は今後進行していくであろう。

(千人)

	昭和40年(センサス)			45年			
	男女計	女	男	男女計	女	男	男女計
総 数	9,827.5	5,003.1	4,824.4	10,374.4	5,270.6	5,103.9	10,992.5
0～4才	8,133	3,984	4,150	8,780	4,277	4,503	9,535
5～9	7,849	3,854	3,995	8,087	3,964	4,123	8,741
10～14	9,183	4,513	4,670	7,832	3,848	3,984	8,071
15～19	10,852	5,374	5,478	9,158	4,504	4,654	7,813
20～24	9,067	4,572	4,496	10,803	5,357	5,446	9,119
25～29	8,364	4,207	4,157	9,013	4,552	4,461	10,753
30～34	8,257	4,110	4,147	8,304	4,184	4,121	8,964
35～39	7,499	3,751	3,748	8,186	4,082	4,105	8,262
40～44	5,961	3,232	2,730	7,410	3,715	3,695	8,108
45～49	4,922	2,697	2,225	5,869	3,186	2,683	7,302
50～54	4,658	2,485	2,173	4,789	2,637	2,152	5,734
55～59	4,002	2,072	1,930	4,469	2,401	2,068	4,608
60～64	3,344	1,719	1,625	3,735	1,965	1,770	4,211
65～69	2,562	1,343	1,219	2,980	1,573	1,407	3,387
70～74	1,745	956	789	2,129	1,154	976	2,534
75～79	1,096	644	452	1,284	732	552	1,620
80～84	528	341	187	640	386	254	812
85才以上	250	176	74	274	188	86	362
0～14	25,166	12,351	12,815	24,699	12,088	12,610	26,347
15～59	63,583	32,499	31,084	68,003	34,619	33,385	70,652
60才以上	9,525	5,180	4,346	11,042	5,998	5,044	12,926
15～64	66,928	34,219	32,709	71,739	36,584	35,155	74,863
65才以上	6,181	3,460	2,721	7,307	4,053	3,274	8,715

	50年		55年			60年		
	女	男	男女計	女	男	男女計	女	男
総 数	5,571.7	5,420.8	11,592.2	5,863.6	5,733.6	12,079.8	6,095.0	59,84.8
0～4才	4,644	4,891	9,684	4,716	4,967	9,070	4,418	4,652
5～9	4,260	4,481	9,504	4,633	4,872	9,653	4,705	4,949
10～14	3,958	4,113	8,725	4,254	4,471	9,488	4,627	4,861
15～19	3,841	3,972	8,053	3,953	4,100	8,706	4,248	4,458
20～24	4,488	4,631	7,788	3,834	3,954	8,029	3,945	4,084
25～29	5,341	5,412	9,083	4,477	4,606	7,758	3,825	3,933
30～34	4,534	4,430	10,705	5,325	5,380	9,042	4,463	4,578
35～39	4,165	4,087	8,906	4,516	4,390	10,646	5,304	5,343
40～44	4,050	4,058	8,184	4,138	4,046	8,832	4,486	4,346
45～49	3,672	3,630	8,001	4,008	3,993	8,076	4,096	3,981
50～54	3,124	2,610	7,146	3,607	3,540	7,830	3,937	3,893
55～59	2,860	2,049	5,547	3,041	2,506	6,907	3,510	3,397
60～64	2,290	1,921	4,367	2,449	1,918	5,258	2,910	2,348
65～69	1,814	1,573	3,851	2,125	1,727	3,997	2,273	1,723
70～74	1,368	1,165	2,920	1,592	1,328	3,322	1,863	1,460
75～79	900	720	1,963	1,078	885	2,268	1,258	1,010
80～84	476	336	1,053	594	459	1,273	711	562
85才以上	231	131	491	297	194	642	373	269
0～14	12,862	13,484	27,914	13,603	14,311	28,211	13,749	14,462
15～59	35,775	34,877	73,413	36,898	36,515	75,827	37,813	38,013
60才以上	7,079	5,846	14,646	8,136	6,510	16,760	9,387	7,372
15～64	38,065	36,799	77,780	39,347	38,433	81,085	40,726	40,361
65才以上	4,790	3,925	10,279	5,686	4,593	11,502	6,478	5,024

厚生省人口問題研究所 全国男女年齢各才別将来人口推計

(昭和44年8月28日推計)

表56 男女別、年齢階級別将来人口の構成

昭和40年において15～19才人口は戦後
このベビーブーム期人口は55～59才層に
加するであろう。

年 令 階 級	昭和40年(センサス)			45年			男女計
	男女計	女	男	男女計	女	男	
総 数	100.00	50.91	49.09	100.00	50.80	49.20	100.00
0～4才	8.28	4.05	4.22	8.46	4.12	4.34	8.68
5～9	7.99	3.92	4.07	7.80	3.82	3.97	7.95
10～14	9.34	4.59	4.75	7.55	3.71	3.84	7.34
15～19	11.04	5.47	5.57	8.83	4.34	4.49	7.11
20～24	9.23	4.65	4.57	10.41	5.16	5.25	8.50
25～29	8.51	4.28	4.23	8.69	4.39	4.30	9.78
30～34	8.40	4.18	4.22	8.00	4.03	3.97	8.16
35～39	7.63	3.82	3.81	7.89	3.93	3.96	7.51
40～44	6.07	3.29	2.78	7.14	3.58	3.56	7.38
45～49	5.01	2.74	2.26	5.66	3.07	2.59	6.64
50～54	4.74	2.53	2.21	4.62	2.54	2.07	5.22
55～59	4.07	2.11	1.96	4.31	2.31	1.99	4.19
60～64	3.40	1.75	1.65	3.60	1.89	1.71	3.83
65～69	2.61	1.37	1.24	2.87	1.52	1.36	3.08
70～74	1.78	0.97	0.80	2.05	1.11	0.94	2.31
75～79	1.12	0.66	0.46	1.24	0.71	0.53	1.47
80～84	0.54	0.35	0.19	0.62	0.37	0.24	0.74
85才以上	0.25	0.18	0.08	0.26	0.18	0.08	0.33
0～14	25.61	12.56	13.04	23.81	11.65	12.15	23.97
15～59	64.70	33.07	31.63	65.55	33.37	32.18	64.27
60才以上	9.69	5.28	4.42	10.64	5.78	4.86	11.76
15～64	68.10	34.82	33.28	69.15	35.26	33.89	68.10
65才以上	6.29	3.53	2.77	7.04	3.89	3.15	7.93

ベビーブーム期出生の人口がこの年齢層に入って大きくふくらんでいるが、昭和60年には
達して中年層人口を膨脹させる。また、これ以上の高年齢層の占める割合は、40年より増

(%)

50年		55年			60年		
女	男	男女計	女	男	男女計	女	男
50.70	49.33	100.00	50.56	49.43	100.00	50.46	49.54
4.23	4.45	8.35	4.07	4.28	7.51	3.66	3.85
3.88	4.08	8.20	3.99	4.20	7.99	3.89	4.10
3.60	3.74	7.52	3.67	3.86	7.85	3.83	4.02
3.50	3.61	6.94	3.41	3.54	7.21	3.52	3.69
4.08	4.21	6.72	3.31	3.41	6.65	3.27	3.38
4.86	4.92	7.83	3.86	3.97	6.42	3.17	3.26
4.13	4.03	9.23	4.59	4.64	7.49	3.69	3.79
3.79	3.72	7.68	3.89	3.79	8.81	4.39	4.42
3.69	3.69	7.06	3.57	3.49	7.31	3.71	3.60
3.34	3.30	6.90	3.46	3.44	6.69	3.39	3.30
2.84	2.38	6.16	3.11	3.05	6.48	3.26	3.22
2.35	1.86	4.78	2.62	2.16	5.72	2.91	2.81
2.08	1.75	3.77	2.11	1.65	4.35	2.41	1.94
1.65	1.43	3.32	1.83	1.49	3.31	1.88	1.43
1.24	1.06	2.52	1.37	1.15	2.75	1.64	1.21
0.82	0.66	1.69	0.93	0.76	1.88	1.04	0.84
0.43	0.31	0.91	0.51	0.40	1.05	0.69	0.47
0.21	0.12	0.42	0.26	0.17	0.53	0.31	0.22
11.70	12.27	24.07	11.76	12.34	23.35	11.38	11.97
52.54	51.73	63.30	51.82	51.49	62.77	51.30	51.47
6.44	5.32	12.63	7.02	5.61	13.87	7.77	6.10
34.63	33.48	67.07	33.93	33.14	67.12	33.71	33.41
4.36	3.57	8.86	4.90	3.96	9.52	5.36	4.16

厚生省人口問題研究所 全国男女年齢各才別将来人口推計

(昭和44年8月28日推計)

表57 男女別、年令階級別労働力人口

労働力人口の増勢は鈍化し、労働力人口の高

性・年令		労働力人口							
		実数(万人)				増減(年平均・万人)			増減
		昭和35年度	40	43	50	昭和35 ～40年度	40～43	43～50	昭和35 ～40年度
男	計	4533	4816	5076	5481	57	87	58	1.2
	15～19才	453	405	387	222	△ 10	△ 6	△ 24	△ 2.2
	20～24	608	718	728	627	2.2	3	△ 14	3.4
	25～29	579	600	642	772	4	14	19	0.7
	30～39	1062	1186	1239	1244	2.5	18	1	2.2
	40～64	1602	1680	1849	2342	1.6	56	70	1.0
	65才以上	232	229	232	274	△ 1	1	6	△ 0.2
女	計	1854	1946	2007	2143	13	30	19	0.7
	15～19	220	198	193	116	△ 4	△ 2	△ 11	△ 2.1
	20～24	280	322	336	286	8	5	△ 7	2.8
	25～29	215	205	215	247	△ 2	3	5	△ 0.9
	30～39	417	432	437	413	3	2	△ 3	0.7
	40～64	624	686	754	1006	12	23	36	1.9
	65才以上	84	75	73	75	△ 2	△ 1	—	△ 2.2
男	計	2682	2900	3068	3338	44	56	39	1.6
	15～19	233	207	194	106	△ 5	△ 4	△ 13	△ 2.3
	20～24	328	396	392	341	14	△ 1	△ 7	3.8
	25～29	364	395	427	525	6	11	14	1.6
	30～39	645	754	802	831	22	16	4	3.2
	40～64	978	994	1095	1336	3	34	34	0.3
	65才以上	147	154	159	199	1	2	6	0.9

注) △＝減

および労働力率の見通し

令化が進行するであろう。

率(年率・%)		労働力率							
		実数(%)				増減(年平均・ポイント)			
		昭和35年度	40	43	50	昭和35 ～40年度	40～43	43～50	
40～43	43～50	昭和35 ～40年度	40	43	50	昭和35 ～40年度	40～43	43～50	
1.8	1.1	69.3	65.8	65.9	65.6	△ 0.7	0.0	△ 0.0	
△ 1.5	△ 7.7	51.4	56.7	57.2	28.4	△ 2.9	0.5	△ 1.3	
0.4	△ 2.1	79.0	78.1	75.7	68.7	△ 0.2	△ 0.8	△ 1.0	
2.3	2.7	74.4	72.6	72.3	71.8	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.1	
1.5	0.1	76.4	76.0	75.7	72.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5	
3.3	3.4	73.2	73.3	74.3	78.2	0.0	0.3	0.6	
0.4	2.4	40.7	36.8	33.5	31.4	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.3	
1.5	0.9	54.8	50.7	50.6	50.0	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.1	
△ 0.8	△ 7.0	49.5	36.5	37.7	30.1	△ 2.6	0.4	△ 1.1	
1.4	△ 2.3	70.9	70.3	69.8	63.7	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.9	
1.4	2.1	54.2	49.2	47.9	46.2	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.2	
0.4	△ 0.8	57.8	55.1	53.4	47.5	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.8	
3.2	4.2	55.3	55.9	57.0	64.1	0.1	0.4	1.0	
△ 0.9	0.4	26.9	21.4	18.9	15.7	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	
1.9	1.2	84.9	81.7	82.1	82.0	△ 0.6	0.1	△ 0.0	
△ 2.1	△ 8.3	63.2	36.8	36.8	26.7	△ 3.3	—	△ 1.4	
△ 0.3	△ 2.0	87.5	85.9	81.4	73.7	△ 0.3	△ 1.5	△ 1.1	
2.6	3.0	95.5	96.6	97.3	97.0	0.2	0.2	△ 0.0	
2.1	0.5	96.4	97.2	97.9	97.6	0.2	0.2	△ 0.0	
3.3	2.9	92.3	93.2	94.0	93.6	0.2	0.3	△ 0.1	
1.1	3.3	57.6	56.2	52.2	50.7	△ 0.3	△ 1.3	△ 0.2	

昭和35、40、43年度

総理府——労働力調査

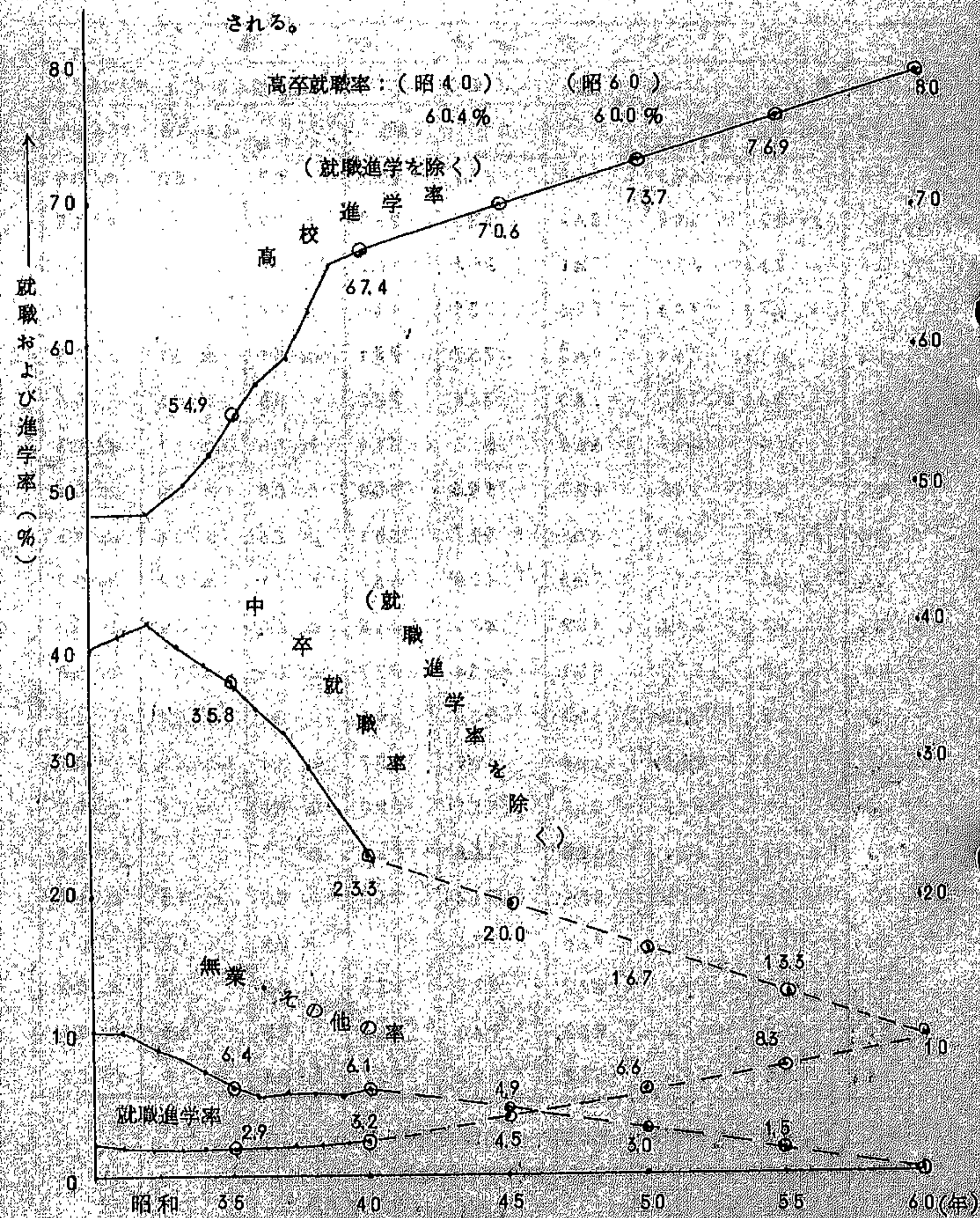
昭和50年度

労働力研究委員会推計

(昭和44年12月)

図58 中卒者の就職および進学率（男女計，昭和30～60年）

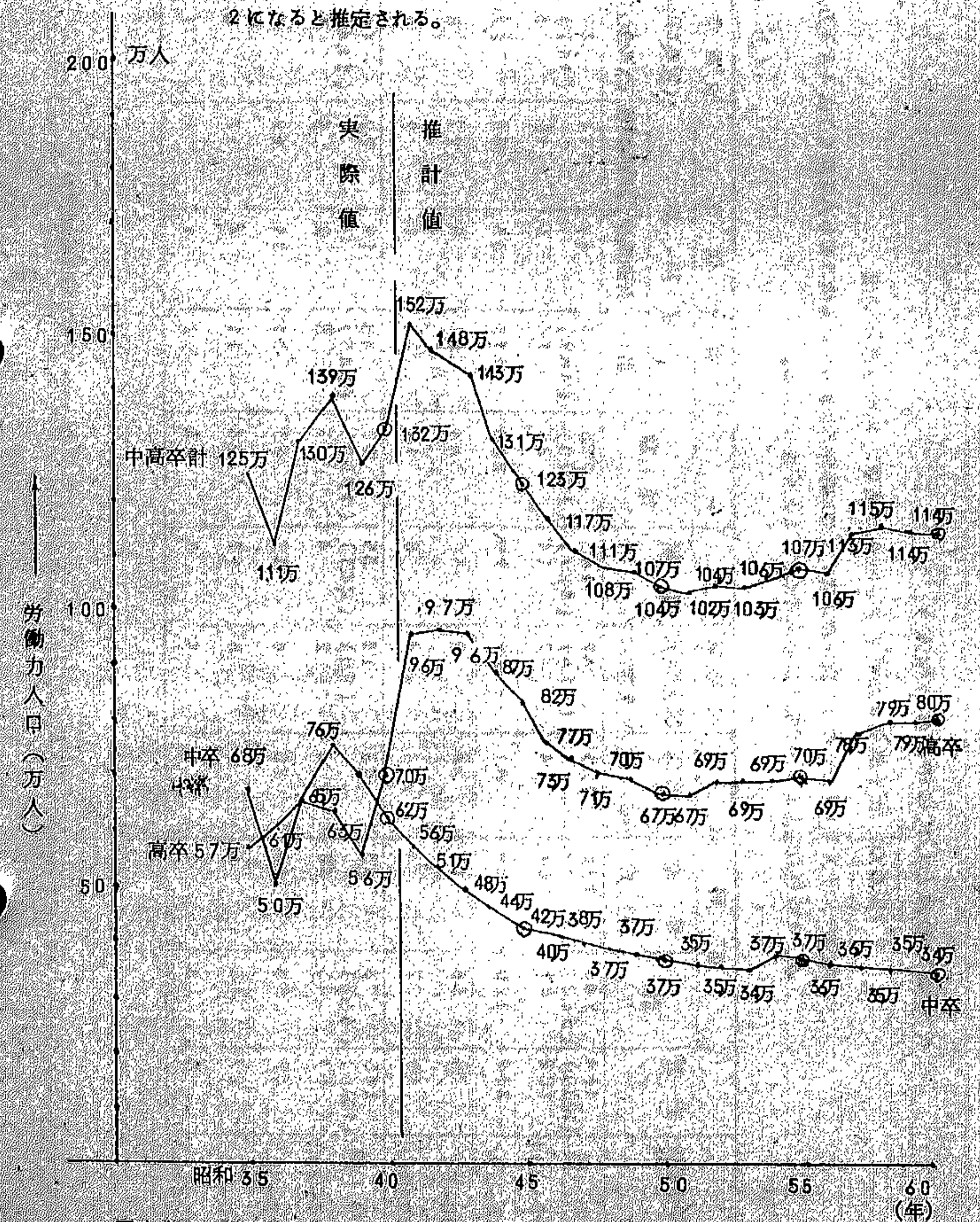
中卒者の進学率は年々上昇をとり、中卒就職率は著しく低下すると推定される。



厚生省人口問題研究所 わが国労働力人口の将来推計（昭和41年推計）

図59 中卒・高卒労働力人口の変動（男女計，昭和35～60年）

学卒労働力人口は昭和41年をピークに減少し、昭和51年には、3分の2になると推定される。



厚生省人口問題研究所 わが国労働力人口の将来推計（昭和41年推計）

(労働力給源としての中高年令婦人)

表60 女子無業者の希望する仕事の種類、年令階級別構成

無業の女子189.9万人のうち就業希望者(すでに仕事が決まっている者52万人を除く)は43.4万人であるが、その半数以上(56.0%)が雇用者になることを望んでいる。

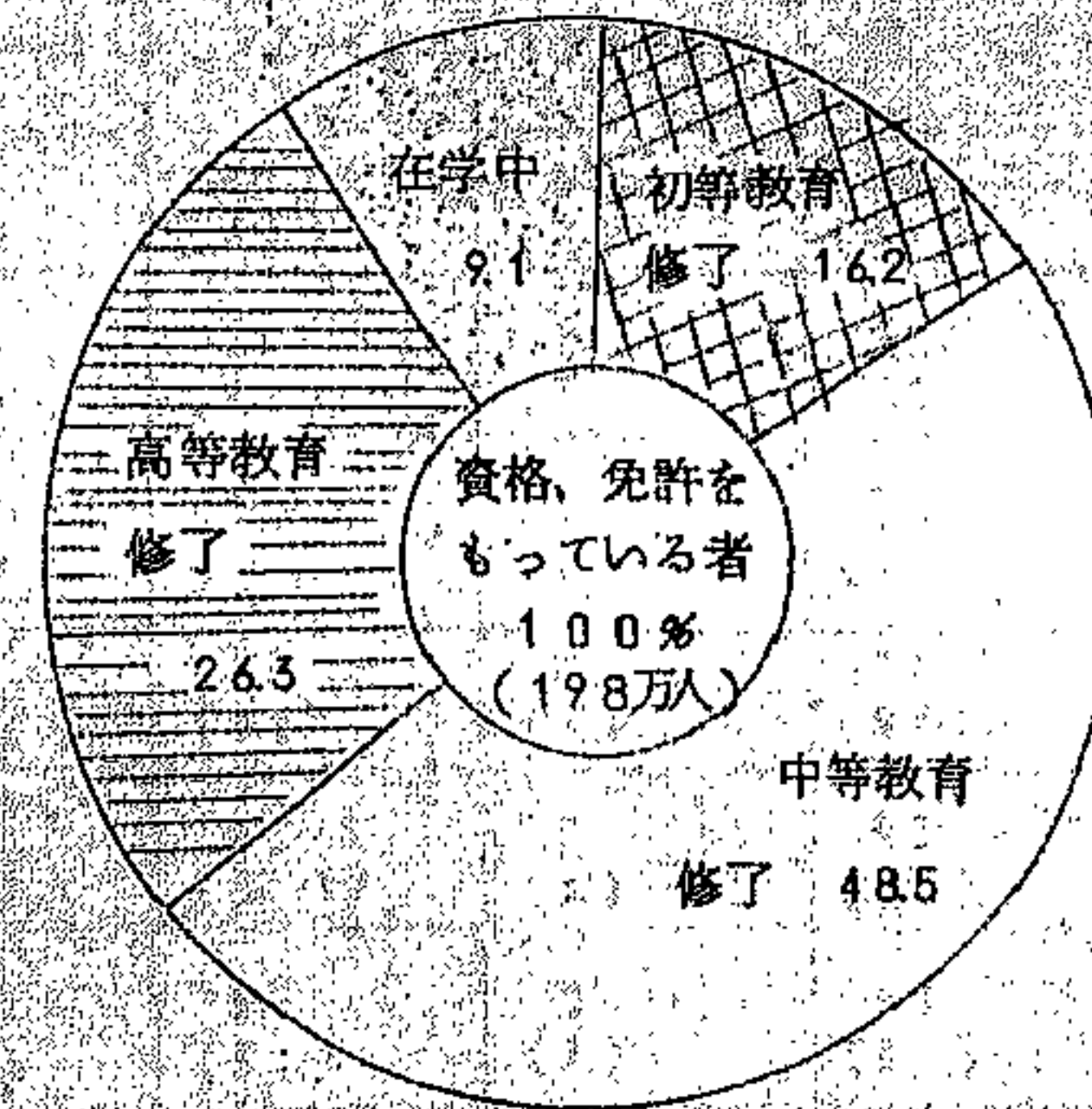
(万人)

区 分	年令階級	総 数	雇 用 者			自 営 業	雇 内 数	う ち 有 配 偶 者			自 営 業	雇 内 数
			計	普 通 勤 務	短 時 間 勤 務	家業の手伝いを含む)		総 数	計	雇 用 者	家業の手伝いを含む)	
就 業 希 望 者	総 数	43.4 (100.0)	24.5 (56.0)	12.0	12.5	4.9 (11.3)	14.2 (32.7)	33.5 (100.0)	16.3 (48.9)	4.9	11.4	15.1 (39.3)
	15~24才	10.2	8.1	6.7	1.4	7	14	28	16	6	10	9
	25~39才	23.9	12.0	3.9	8.1	2.9	9.0	22.8	11.3	3.3	8.0	8.8
	40~54才	7.4	3.5	1.0	2.4	9	3.0	6.6	3.1	8	2.2	2.8
求 職 者	総 数	19	7	3	4	4	8	11	4	2	2	5
	15~24才	14.5 (100.0)	9.6 (66.2)	6.5	3.3	1.3 (9.0)	3.5 (24.1)	8.8 (100.0)	4.8 (54.5)	1.9	2.9	3.1 (35.2)
	25~39才	5.1	4.5	4.0	4	2	4	7	5	2	3	2
	40~54才	5.9	3.6	1.6	2.0	6	1.7	5.3	3.1	1.1	1.9	1.7
求 職 者	総 数	27	13	5	8	3	11	23	11	4	7	10
	15~24才	8	3	2	1	1	3	5	2	1	1	2
	25~39才	19	10	3	7	2	11	19	11	3	6	17
	40~54才	8	3	2	1	1	3	5	2	1	1	2

総雇用——労働力調査特別調査

図61 女子無業者のうち資格・免許をもっている者の学歴別構成(昭和44年3月)

女子無業者総数中、資格・免許をもっている者は10.4%であるが、その約半数が中等教育修了者、約1/4が高等教育修了者である。



注1) ここでいう資格・免許とは、教員、弁護士、医師、看護婦、保母などのように特定の職業につくための専門的、技術的な資格試験によって得られるものや、第1級無線通信士や第1種普通自動車運転免許などのように特定の技能や技術に関する検定試験などによって得られるものとか、日本商工会議所採算3級、和文タイプ2級、速記士検定4級などのように民間団体が実施している各種の技能検定によって得られるものをいい、単に健康のためとか趣味として習得した弓道初段、囲碁2段、華道1級などは含んでいない。

2) 在学中……学校教育法でいう学校に在学しているものをいう。
初等教育……小学校、高等学校、新制中学校などをいう。
中等教育……旧制中学校、新制高等学校などをいう。
高等教育……旧制高等学校、専門学校、短期大学、大学などをいう。

総府……労働力調査特別調査

表32 就業経験の有無、年齢階級、求職活動別、有配偶女子の就業希望者数（昭和44年3月）
注）

有配偶女子就業希望者（16.3万人）の7割以上が1年以上の就業経験者である。年齢別にみると、25～39才層の占める割合が大きい。

（万人）

区 分		総 数	15～24才	25～39	40～54	55才以上
総 数	総 数	16.3 (4.8)	1.6 (5)	11.3 (31)	3.1 (1.1)	4 (2)
	就 業 経 験 1 年 以 上	12.0 (3.6)	1.2 (3)	8.6 (23)	2.0 (.8)	2 (1)
	就 業 経 験 1 年 未 満	4.3 (1.2)	.3 (2)	2.7 (7)	1.1 (.3)	2 (1)
普 通 勤 務 希 望	総 数	4.9 (1.9)	.6 (2)	3.3 (11)	.8 (.4)	2 (1)
	経 験 1 年 以 上	3.7 (1.5)	.5 (1)	2.6 (9)	.6 (.4)	1 (1)
	経 験 1 年 未 満	1.2 (.4)	.2 (1)	.7 (2)	.2 (0)	1 (0)
短時間 勤 務 希 望	総 数	11.4 (2.9)	1.0 (3)	8.0 (19)	2.2 (.7)	2 (1)
	経 験 1 年 以 上	8.3 (2.1)	.8 (2)	6.0 (14)	1.4 (.5)	1 (0)
	経 験 1 年 未 満	3.1 (.8)	.2 (1)	2.0 (5)	.8 (.2)	1 (0)

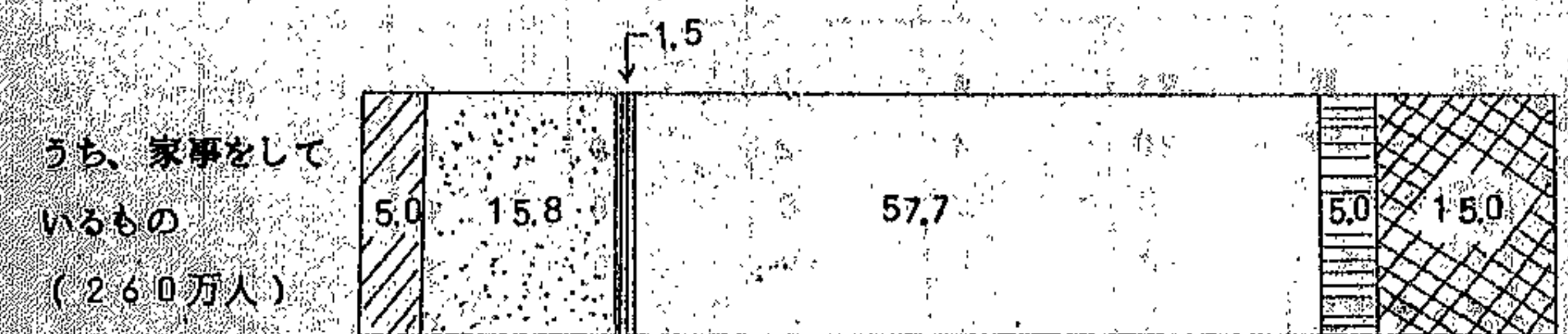
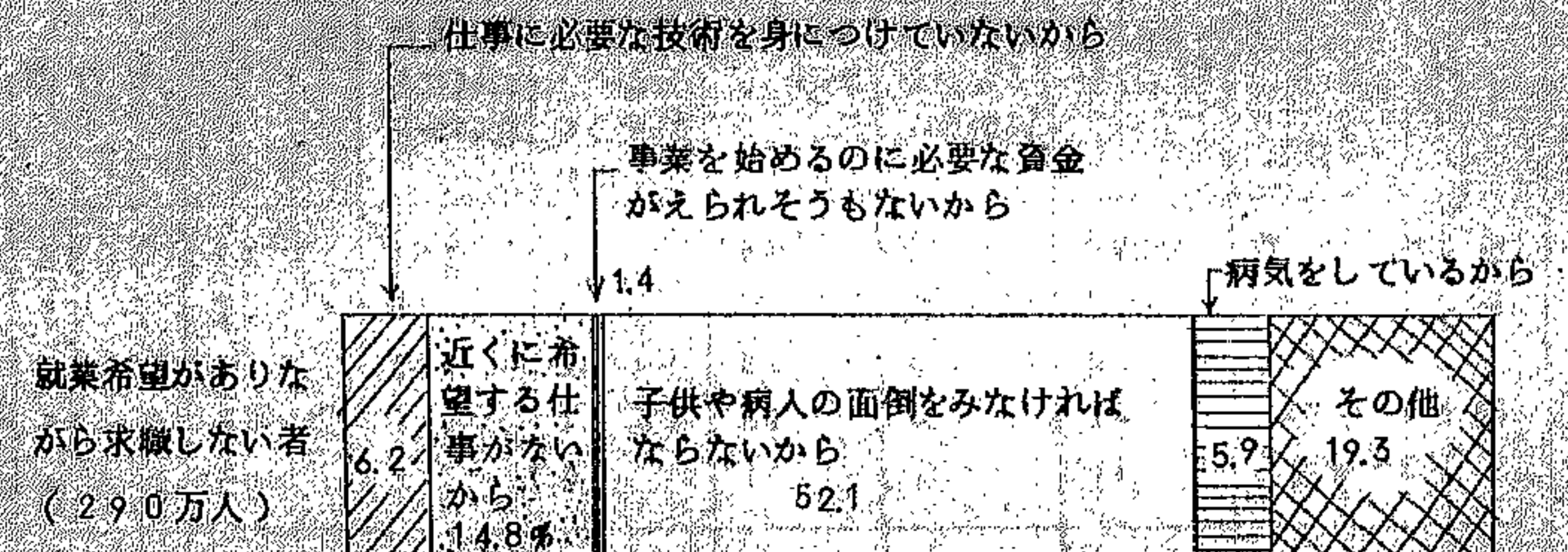
注）（ ）内は求職活動をしている者（実際に仕事を探している者）の実数である。

総 理 府 — 労働力調査特別調査

図63 女子就業希望者中、非求職者の非求職の理由別構成

（昭和44年3月）

女子無業者のうち就業を希望する者は25.6%を占めているが、その半数以上は実際に求職活動をしていない。その理由として「子供や病人の面倒をみなければならないから」が半数を占めている。



注） 就業希望者総数（仕事が決まっている者を含む）48.6万人

就業希望者総数中に占める非求職者の割合 59.7%

総 理 府 — 労働力調査特別調査

表64 女子就業希望者中、非求職者の非求職の理由別、
年齢別構成（昭和44年3月）

25～39才の層に「子供や病人の面倒をみなければならないから」を理由とする者が特に顕著である。

（万人）

区 分	総 数	仕事に必要な技能を身につけていないから	近くに希望する仕事がないから	事業を始めるのに必要な資金が足りないから	子供や病人の面倒をみなければならないから	病気をしているから	その他
総 数	290	18	43	4	151	17	56
15～24才	51	5	6	0	15	2	23
25～39	180	8	20	2	125	7	19
40～54	47	4	16	1	9	6	11
55才以上	11	1	1	0	2	3	4
家事をしている者	260	13	41	4	150	13	39
15～24才	27	1	4	0	14	0	7
25～39	179	8	20	2	125	6	18
40～54	45	4	16	1	9	5	10
55才以上	9	1	1	0	2	1	4
通学している者	21	4	2	0	0	0	15
15～24才	20	4	2	0	0	0	15
25～39	0	0	0	0	0	0	0
40～54	0	0	0	0	0	0	0
55才以上	0	0	0	0	0	0	0
その他の者	9	1	1	1	0	4	2
15～24才	4	1	1	0	0	1	1
25～39	1	0	0	0	0	0	0
40～54	2	0	0	0	0	1	0
55才以上	3	0	0	0	0	2	0

総理府—労働力調査特別調査

表65 希望する仕事の種類別、短時間勤務を希望する理由別、短時間勤務を希望する女子無業者数（昭和44年3月）

無業の女子就業希望者（すでに仕事がある者52万人を除く）

434万人のうち123万人（28.3%）が短時間勤務を希望している。

その理由として「育児などのため長時間家を留守にできないから」が半数を占めている。

希望する仕事をみると「事務的な仕事」がもっとも多い。

（万人）

希望する仕事の種類	総 数	育児などのため長時間家を留守にできないから	病弱のため普通勤務の仕事ができないから	余暇を活用したいから	手軽な仕事が望めるから	その他
総 数	123	66	5	35	9	9
事務的な仕事	43	26	1	13	1	2
専門的・管理的な仕事	11	8	0	3	0	0
技能的・労務的な仕事	12	5	1	5	1	1
販売関係の仕事	16	9	1	3	3	1
サービス関係の仕事	7	4	1	1	0	1
その他	34	14	1	11	3	4

総理府—労働力調査特別調査

表66 希望する1日就業時間、週間就業日数および希望する仕事の種類別
女子短時間勤務希望者数（昭和44年3月）

毎時間勤務を希望する女子無業者においては1日5～6時間、週5日以上の勤務を希望する者が多く希望する職種は事務的な仕事が多かった。

(万人)

就業希望時間 週間就業希望日数		総数		うち有配偶		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数	
--------------------	--	----	--	-------	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

[illegible]

表 67 前職が雇用者であった女子無業者の就職時期、就業期間および離職理由
(昭和44年3月)

40年以前とくらべて40年以降は「結婚のため」の退職者の割合がやや少くなり、「育児のため」の退職者が増加している。

就職時期	就業期間	総数	仕事に適していなかったから	病気のため	定年のため	結婚のため	育児のため	仕事をやめたいから	勤め先の事情(人員整理、会社解散など)	その他
総数	総数	558(1000)	12(2.2)	35(6.3)	6(1.1)	308(55.2)	89(15.9)	22(3.9)	20(3.6)	68(12.2)
	1年未満	20(1000)	2(10.0)	1(5.0)	0(0)	5(25.0)	5(25.0)	1(5.0)	1(5.0)	6(30.0)
	1～5年未満	352(1000)	9(2.6)	20(5.7)	0(0)	212(60.2)	45(12.8)	12(3.4)	12(3.4)	41(11.6)
	5～10年未満	136(1000)	1(0.7)	7(5.1)	1(0.7)	79(58.1)	36(22.1)	4(2.9)	4(2.9)	10(7.4)
	10年以上	48(1000)	1(2.1)	5(10.4)	5(10.4)	12(25.0)	10(20.8)	4(8.3)	2(4.2)	9(18.8)
昭和49年以前	総数	44(1000)	1(2.3)	2(4.5)	0	26(59.1)	4(9.1)	2(4.5)	2(4.5)	7(15.9)
	1年未満	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	1～5年未満	27	1	1	0	18	3	1	1	3
	5～10年未満	9	0	0	0	6	1	1	0	1
	10年以上	5	0	0	0	2	1	0	0	1

1021

20～29年	総数	68(1000)	0	4(5.9)	1(1.5)	40(58.8)	7(10.3)	4(5.9)	4(5.9)	7(10.3)
	1年未満	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	1～5年未満	45	0	2	0	29	4	3	3	3
	5～10年未満	15	0	1	0	10	1	0	1	2
	10年以上	6	0	1	1	1	1	1	0	2
30～39年	総数	234(1000)	3(1.3)	14(6.0)	1(0.4)	144(61.5)	37(15.8)	7(3.0)	6(2.6)	20(8.5)
	1年未満	5	0	0	0	2	1	0	0	1
	1～5年未満	147	3	8	0	99	19	4	3	11
	5～10年未満	62	0	3	1	37	13	1	2	5
	10年以上	19	0	2	1	6	4	2	1	3
40年以降	総数	213(1000)	8(3.8)	14(6.6)	3(1.4)	97(45.5)	41(19.2)	9(4.2)	8(3.8)	34(16.0)
	1年未満	13	1	1	0	2	3	1	1	3
	1～5年未満	132	6	9	0	65	19	5	5	23
	5～10年未満	50	0	2	0	26	15	2	1	3
	10年以上	17	0	2	3	3	3	1	1	4

1021

(企業からみた中高年令婦人)

表68 産業別・新規学卒以外の婦人の募集の有無別、年齢制限の有無別事業所の構成(昭和43年)

事業所の4〜7割が新規学卒以外の婦人を募集しているが、その4〜6割の事業所は年齢制限をしている。

産 業	計	募 集 し た				募 集 し ない
		小 計	年 令 制 限 あり	年 令 制 限 なし	不 明	
製 造 業	100.0	(100.0)	(50.6)	(47.9)	(1.5)	26.2
		73.8	37.4	35.3	1.1	
卸売業・小売業	100.0	(100.0)	(61.1)	(37.9)	(1.0)	40.9
		59.1	36.1	22.4	0.6	
金融保険業	100.0	(100.0)	(62.8)	(37.2)	(—)	58.1
		41.9	26.3	15.6	—	
サービス業	100.0	(100.0)	(42.9)	(54.8)	(2.3)	37.9
		62.1	26.6	34.0	1.5	

注) 調査対象事業所=100.0

小計は42年4月から43年3月までの1年間新規学卒以外の婦人を募集した事業所
=(100.0)

労働省—中高年令婦人の就業分野に関する調査

表69 産業別新規学卒以外の婦人の募集の際の制限年齢の変化の状況別事業所の構成(昭和43年)

女子労働者の採用時の制限年齢を引きあげた事業所がかなりある。

産 業	計	変らない	引きあげた	引きさげた	その他	不 明
製 造 業	100.0	58.0	29.3	4.5	2.8	5.4
卸売業・小売業	100.0	69.3	15.4	5.1	5.1	5.1
金融保険業	100.0	75.0	10.5	7.9	4.0	2.6
サービス業	100.0	67.9	20.6	2.4	1.2	7.9

注) 「年齢制限あり」事業所=100.0

労働省—中高年令婦人の就業分野に関する調査

表70 産業別、1年間の35才以上の婦人の採用有無別事業所の構成比(昭和43年)

35才以上の婦人を採用した事業所は製造業、サービス業では半数以上におよんでいる。

産 業	計	有	無
製 造 業	100.0	57.3	42.7
卸売業・小売業	100.0	34.7	65.3
金融保険業	100.0	36.0	64.0
サービス業	100.0	50.5	49.5

注) 調査対象事業所=100.0

労働省—中高年令婦人の就業分野に関する調査

表71 産業別・規模別既婚女子労働者の増減見通し別事業所の構成(昭和41年)

既婚女子労働者の今後の雇用の見通しについては「現状どおり」としている事業所が67.2%でもっとも多く、ついで「ふやす」予定の事業所が20.5%となっている。また規模別では小規模事業所ほど、産業別では金融保険業が「ふやす」予定の事業所の占める割合が高くなっている。

区 分	計	ふやす	現 状 どおり	へらす	その他	不 明
小 計	100.0	20.5	67.2	2.0	9.3	1.0
産業別						
500人以上	100.0	4.0	81.2	4.9	9.8	0.0
100〜499人	100.0	10.6	77.3	3.8	7.8	0.4
30〜99人	100.0	16.5	72.6	2.5	7.6	0.8
10〜29人	100.0	24.6	62.4	1.4	10.4	1.2
製造業	100.0	30.0	58.9	1.7	9.3	0.1
500人以上	100.0	5.2	80.2	5.2	9.4	—
100〜499人	100.0	17.2	70.7	3.4	7.8	0.9
30〜99人	100.0	24.4	73.3	2.2	—	—
10〜29人	100.0	34.9	50.0	1.2	14.0	—
建設業	100.0	9.7	80.4	0.9	9.0	—
卸売業・小売業	100.0	9.6	82.7	3.2	4.5	—
金融・保険業	100.0	22.5	57.8	5.3	12.9	1.6
不動産業	100.0	2.8	85.8	4.7	4.9	1.7
運輸・通信業	100.0	4.4	79.2	4.3	12.1	—
電気・ガス・水道業	100.0	1.2	84.9	1.9	11.0	1.0
サービス業	100.0	5.6	78.2	1.2	10.0	5.0

労働省—既婚女子労働者に関する調査

表72 産業別、「35才以上の婦人を採用してよかった」についての回答事業所の構成(昭和43年)

35才以上の婦人を採用した事業所の多くは「採用してよかった」と答えている。

産 業	回 答
製 造 業	60.8
卸売業・小売業	48.3
金融保険業	44.3
サービス業	59.4

注) 各産業毎の調査対象事業所=100.0

労働省—中高年令婦人の就業分野に関する調査

IV 海外の婦人労働

表73 各国における総人口および労働力人口

(万人)

区 分	カナダ 1966年	アメリカ 1966	フランス 1967	西ドイツ 1966	イタリア 1966	イギリス 1961	韓 国 1965	ソ 連 1959	日 本 1966
計 総人口	1,988	19,684	4,965	5,955	5,193	5,271	2,865	20,883	9,892
計 労働力人口	738	8,016	2,027	2,716	1,965	2,462	920	10,900	4,891
比 率 (%)	37.1	40.7	40.8	45.6	37.8	46.7	32.1	52.2	49.4
女 総人口	987	9,994	2,535	3,122	2,665	2,723	1,430	11,478	5,032
女 労働力人口	220	2,781	647	980	529	797	320	5,656	1,949
比 率 (%)	22.3	27.8	25.5	31.4	19.8	29.3	22.4	49.3	38.7
男 総人口	10,01	9,690	2,256	2,833	2,528	2,548	1,435	9,405	4,860
男 労働力人口	518	5,235	1,316	1,736	1,436	1,665	600	5,244	2,942
比 率 (%)	51.8	54.0	58.4	61.3	56.8	65.3	41.8	55.8	60.5

ILO - 国際労働経済統計年鑑

表74 各国における年齢階級別女子労働力率 (%)

年 令	アメリカ 1967年	イギリス 1966	西ドイツ 1961	フランス 1962	イタリア 1961	日 本 1968
総 数	41.1	42.2	41.1	27.9	24.6	50.7
15~19才	41.6	66.5	78.6	35.7	39.3	38.1
20~24	53.3	61.6	71.7	61.8	40.6	70.1
25~29	42.4	40.4	50.1	45.6	30.1	48.0
30~39	43.7	45.9	44.1	41.2	26.5	53.9
40~49	41.5	41.5	—	—	—	49.6
50~59	45.7	50.0	—	—	—	58.5
60~64	48.3	48.0	—	—	—	—
40~54	51.3	55.0	37.5	41.0	22.7	62.1
55~64	42.4	37.1	27.1	38.6	14.9	45.1
65才以上	9.6	6.7	8.4	11.3	5.1	18.9

注1) 西ドイツは西ベルリンを除く。総数は15才未満、不詳を除いた労働力

2) イタリアの総数は、15才未満を除いた労働力率

3) 西ドイツ、フランス、イタリアの30~39才は30~49才、40~54才は50~54才

アメリカ：労働省 "Employment and Earnings and Monthly Report on the Labor Force" 1968

イギリス：General Register Office "Sample Census, 1966"

西ドイツ：フランス、イタリア、ILO "Yearbook of Labour Statistics" 1968

表75 各国における女子労働力人口の年齢階級別構成

年齢階級	イギリス	アイルランド	フランス	ポーランド	アメリカ	日本
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15~19才	12.1 注)	23.7	9.6	6.8	8.5	11.1
20~24	10.3	20.2	13.2	12.7	11.5	17.5
25~29	7.2	11.0	10.8	12.4	9.1	10.8
30~49	44.5	33.1	38.1	44.7	47.0	43.1
50~54	10.9		10.9	10.2	10.6	8.0
55~59	9.2	12.0	9.9	7.9	8.2	5.8
60~64	5.6		7.5	5.3	5.1	3.8

注) イギリス:(15~19才)は(16~19才)

イギリス: A Survey of Women's Employment

日本: 1965年の国勢調査より算出

上記以外はILO Yearbook 1965

表76 各国における女子労働力人口の配偶関係別構成

国名	年	計	未婚	有配偶		死別	離別
				同居	別居		
カナダ	1968	100.0	3.6	5.5			9
アメリカ	1967	100.0	21.5	63.5		9.0	6.0
				57.8	5.7		
フランス	1962	100.0	33.2	53.2		10.1	3.5
イギリス	1965	100.0	28.2	62.6		5.9	3.3
オーストラリア	1966	100.0	46.2	46.8		5.0	2.2
				43.2	3.4		
日本	1968	100.0	50.5	39.1			10.4

注) 日本は非農林業雇用者

カナダ: Women in the Labor Force 1969—Women's Bureau,
Canada Dept. of Labor

アメリカ: Background Facts on Women Workers in the
U.S.A. 1968—U.S. Dept. of Labor

フランス: Etudes et Conjoncture—Dec. 1964, published by
I.N.S.E.E.

イギリス: Survey of Women's Employment—Ministry of Labor,
1968

オーストラリア: Women in the Work Force 66—Dept. of Labor and
National Service

日本: 総理府—労働力調査

表77 各国における従業上の地位別女子就業者の構成

国名	年	雇用者	自営業主	家族従業者
カナダ	1967	90.1	4.9	4.4
アメリカ	1966	89.8	5.8	3.3
フランス	1962	67.5	12.3	18.7
西ドイツ	1966	75.5	6.4	18.2
イタリア	1966	60.1	15.9	21.9
イギリス	1961	91.9	4.3	1.3
スイス	1960	87.1	7.4	5.5
オーストラリア	1961	85.2	10.0	0.7
オーストリア	1961	63.7	11.1	25.2
韓国	1965	19.8	20.0	54.7
日本	1968	52.1	14.4	33.5

注) 地位不詳を含まないので地位計は100%とならない。

ILO—国際労働経済統計年鑑
日本 総理府—労働力調査

表78 西ドイツにおける年齢階級別、未婚別女子労働力率の推移

年齢	(%)			
	未婚 1960年	未婚 1965	既婚 1960	既婚 1965
15~20才未満	76.1	68.5	62.8	53.7
20 ~ 25	91.6	86.5	51.3	51.7
25 ~ 30	92.2	90.8	39.6	40.8
30 ~ 35	90.7	90.0	36.6	36.5
35 ~ 40	88.2	91.5	36.9	38.3
40 ~ 45	86.8	89.7	34.4	40.6
45 ~ 50	82.8	86.4	34.2	38.6
50 ~ 55	77.8	83.0	30.6	34.5
55 ~ 60	70.0	76.8	26.4	28.9
60 ~ 65	45.3	49.4	17.8	19.3
65 ~ 70	23.1	23.7	12.4	11.6
70 ~ 75	14.9	13.0	6.9	7.1
75才以上	7.3	6.7	3.9	3.3
計	38.4	33.1	32.3	33.7

Statistisches Jahrbuch

表79 アメリカにおける全婦人労働者および働く母親の年齢階級別構成

年齢	(1965年3月)			
	全婦人労働者 人数	構成比	働く母親 人数	構成比
計	25,952千人	100.0%	9,682千人	100.0%
25才未満	5,692	21.9	938	9.7
25 ~ 44才	10,052	38.7	6,700	69.2
25 ~ 34才	4,364	16.8	2,910	30.1
35 ~ 44才	5,688	21.9	3,790	39.1
45才以上	10,207	39.3	2,044	21.1
年齢の中位数	41才		38才	

注) 合衆国労働省労働統計局—雇用と所得1966年4月1日号及び特別労働力報告64

表80 各国における女子労働者総数中に占めるパートタイマーの割合

年	アメリカ	イギリス				カナダ	西独	東独	イスラエル	日本
		製造業 各年12月	販売業 100人以上 各年5月	公務 (非現業) 各年4月	公務 (現業) 各年4月	パート 労働力	パート 労働力	パート 労働力	パート 労働力	
1950	16	11								
1956	29	11		12		12				
1958	32	11			21					
1961	32	13		12	28	20	9	17	31	
1964	32			12	32					5
1966		17	37	12	31					6
1967		17	36	12	33					6

アメリカ Handbook on Women Workers 週35時間未満就業者

イギリス Ministry of Labour Gazette 週30時間未満就業者

日本 総理府—労働力調査特別調査 週35時間未満雇用者で季節的なもの及び不規則的な就業者は除く。

その他 International Labour Review 1963年6月号

表81 アメリカにおける女子労働者総数中に占めるパート
タイマーの割合

(1) 年令階級別

(%)

年 令 階 級	女子労働者中に占める パートタイマーの割合	女子パートタイマーの 構 成 比 (注)
総 数	32.1	100.0
14 ～ 19才	62.8	25.1
20 ～ 24	18.5	7.6
25 ～ 34	26.6	14.1
35 ～ 44	29.9	19.3
45 ～ 54	26.1	15.9
55 ～ 64	27.9	11.0
65才～	54.0	7.1

注) パートタイマーの構成比は、年令階級別女子労働者数とその中に占めるパートタイマーの比率をもとに算出したものである。

(2) 職 業 別

(%)

職 業	女子労働者中に占める パートタイマーの割合
総 数	32.1
専門的技術的職業	22.3
管 理 的 職 業	14.6
事 務	22.4
販 売	50.8
熟 練 工 (Craftsmen)	19.0
半 熟 練 工 (Operatives)	12.4
単純労働者(農場関係を除く)	47.8
家 事 女 中	68.8
サ ー ビ ス (家事女中を除く)	33.2
農 場 単 純 労 働 者	68.6

Handbook on Women Workers 1965

参 考 資 料

目 次

働く婦人の家設置一覧	73
公共職業訓練所設置状況	74
家事サービス職業訓練所設置一覧	74
短期職業講習会実施要綱	75
中高年令婦人の労働力有効活用に関する建議	77
女子パートタイム雇用の対策に関する建議	81
家庭責任をもつ婦人の雇用に関するILO第123号勧告	83
「家庭責任を有する労働者の雇用」に関するOECD労働力・社会問題委員会の結論	87
各国における母性保護規定	90

働く婦人の家設置一覧

(昭和44年11月)

名 称	所 在 地
苫小牧市勤労婦人センター	北海道苫小牧市旭町
日立市働く婦人の家	茨城県日立市鮎川町
群馬県働く婦人の家	群馬県桐生市錦町
八王子市婦人センター	東京都八王子市子安町
神奈川県勤労婦人会館	神奈川県川崎市南幸町
見附市働く婦人の家	新潟県見附市学校町
宇ノ気町働く婦人の家	石川県河北郡宇ノ気町宇気
七尾市婦人センター	石川県七尾市袖江町八部
福井県勤労婦人会館	福井県鯖江市三六町
山梨市働く婦人の家	山梨県山梨市小原西
長野県岡谷市婦人の家	長野県岡谷市本町
愛知県尾西勤労婦人ホーム	愛知県尾西市東五城大平裏
大阪府立勤労婦人ホーム	大阪府岸和田市加守町
兵庫県働く婦人の家	兵庫県西脇市西脇荻ヶ瀬
神戸市立働く婦人の家	兵庫県神戸市長田区日吉町
倉敷市立児島働く婦人の家	岡山県倉敷市児島小川
福山市婦人センター	広島県福山市草戸町井上新開
今治市働く婦人の家	愛媛県今治市今治村
福岡県婦人の家	福岡県北九州市八幡区本町
※ 帯広市婦人センター	北海道帯広市西7条
※ 川越市働く婦人センター	埼玉県川越市協田新町
※ 別府市働く婦人の家	大分県別府市大字北石垣

注) ※印は建設中

公共職業訓練所設置状況

区 分	設 置 数		設置および運営 主体
	昭和42年度末	昭和43年度末	
一般職業訓練所	316	321	都道府県
総合職業訓練所	69	75	雇用促進事業団
職業訓練大学校	1	1	
身体障害者職業訓練所	10	10	国が設置し、都道府県に運営を委託

家事サービス職業訓練所設置一覧

(昭和44年11月)

訓 練 所 名	所 在 地
東京都家事サービス公共職業補導所	東京都新宿区戸山町
神奈川県立家事サービス職業訓練所	横浜市西区紅葉ヶ丘
愛知県家事サービス職業訓練所	名古屋市昭和区御器所町字木市
大阪府立家事サービス職業訓練所	大阪市天王寺区生宝前町
兵庫県立神戸家事サービス職業補導所	神戸市須磨区行平町
広島県広島家事サービス職業補導所	広島市宇品町御幸通
福岡県福岡家事サービス訓練所	福岡市大字千早
長崎県佐世保家事サービス訓練所	佐世保市千尽町

短期職業講習会実施要綱

1. 目 的

中高年令婦人に対し職業能力を賦与し、その就職を容易にするとともに、中高年令婦人の適職の開拓に資するために実施する。

2. 実施主体

婦人少年室

都道府県あるいは公共職業安定所との共催はさしつかえないものとする。

3. 像 種

逐年選定する。

4. 受講資格

おおむね35才以上の婦人で全教科履修できるものとする。

但し、職種によっては年令、学歴等について制限を加えることもできる。

5. 講習人員等

(1) 人 員 30名程度

(2) 期 間 2週間 延60時間

(3) 受 講 料 無 料

6. 講習の教科基準

別途定めるところによるものとする。

7. 講 師

教科に関する学識経験または実務経験を有するものであって指導性があると認められるものの中から選定し、依頼するものとする。

8. 施設および実習器具

講習を開催するために必要な施設、実習器具等については、借りあげるものとする。

9. 募集および選考

公募による。

選考は別途定める選考要領により行なうものとする。

10. 修了証明

講習修了者については、修了証明書を交付するものとする。

11. 就職あっせん

修了者に対しては公共職業安定所において必要により適格求人の開拓を行ない就職あっせんを行なうものとする。

昭和44年11月14日

労働大臣 山手 清 男 殿
大蔵大臣 福田 赳 夫 殿
文部大臣 有田 喜 一 殿
厚生大臣 鈴木 善 幸 殿
建設大臣 橋 本 登美三郎 殿

婦人少年問題審議会会長

田 辺 繁 子

中高年令婦人の労働力有効活用に関する建議

近年、婦人労働者数の増加は著しく、特に中高年令者、有配偶者の婦人労働者中に占める割合は年々上昇しており、今後とも経済社会の進展に伴ってこの傾向は強まるものと予想される。このため、中高年令婦人の雇用労働力としての重要性は増大してきており、これらの婦人労働者が単なる代替的あるいは補充的な労働力としてではなく、その能力を有効に発揮できるようにすることがわが国経済の円滑な発展にとって重要になってきている。

しかし、中高年令婦人の多くは、その特質から就業にあたり種々の複雑な問題に伴っており、その職業能力を有効にいかすためには、これらの諸問題に対処し、その特質を考慮した対策を緊急に講ずる必要があると考えられる。

婦人少年問題審議会は、以上の観点にたつて「中高年令婦人労働力の有効活用のための対策」について審議を行なった結果、今般別紙のとりの結論に達した。

関係行政機関におかれては、問題の重要性にかんがみ、それぞれ所要の措置を講ぜられるよう切に要望し、建議する。

別 紙

中高年令婦人の労働力有効活用のための対策

I 中高年令婦人の労働力化に伴う諸問題

1 わが国経済の発展と中高年令婦人の労働力

従来わが国の婦人労働者の特色は、若年女子の結婚前の短期的就業であることがあげられていた。このため婦人労働者は企業の中で、補助的労働者として扱われ、一般に技能訓練、昇進の機会が少なく、また婦人労働者自身の側にも職業に対する意欲に乏しい面が指摘され、婦人労働者の多くが未熟練労働の地位にとどまる結果となっていた。

しかしながら、近年の経済発展のなかで婦人労働者の性格には次のような変化が起ってきている。すなわち、30才あるいは40才以上の層の急速な増加に伴い、平均年令が上昇し、また結婚後も働く者の数が増加し、有夫の婦人の全女子雇用者中に占める割合は35%に達した。さらに女子の教育程度が向上した結果その職業分野も専門的、管理的な分野に徐々に拡大しつつあることも見のがすことができない。

以上のような変化の背景にはさまざまな事情があることはいうまでもないが、まず経済規模の拡大と発展に伴う労働力に対する需要の増大という点があげられよう。

次に供給側の条件の変化として以下のことをあげることができる。すなわち、女子人口全体の中に占める中高年令層の増大、女子高等教育の普及等により、労働力の中において中高年令婦人の比重が高くなる必然性があるが、出産児数の減少と家事労働の合理化等による自由時間の増大に伴い、これら中高年令婦人が家庭の外に出て働くことは以前よりも容易となっている。一方消費生活の内容が変化し、また子女の教育費も増加するなど、現金収入の必要性は急速に増大しつつあるので、生活の必要から、あるいは生活水準の向上のため、現金収入を得る機会を求める婦人が増加する傾向にある。さらに、婦人が職業をもつことに対する婦人自身および、社会一般の意識の変化も見のがすことができない。

なお、さきにも述べたような婦人労働者の性格の変化は必ずしもわが国のみみられる現象ではなく、アメリカにおいても婦人労働者の高齢化は数十年にわたって続いており、最近その平均年令は41才に達している。また、婦人労働者中の有夫者の割合は、1940年の30%から1963年には62%に増加している。同様の傾向はイギリスその他ヨーロッパ諸国においても認めることができ、わが国でも今後ますますこの傾向は強まるであろう。

2. 中高年令婦人の雇用に伴う諸問題

わが国の労働力の需給関係は、従来の労働力過剰の状態から、速からず労働力不足基調に移行することが予想されている。従って長期的には、中高年令婦人の雇用は今後一層増大することが予想されるが、現状においてはその特殊性からこれら中高年令婦人の就業については多くの問題がみられる。

すなわち、中高年令婦人に対する雇用需要は若年者に比してかなり低く、その求人分野も比較的せまく限定されている。一方中高年令婦人の場合は職業経験や技能の不足などから労働市場において不利な立場にある。これらの事情から中高年令婦人は就職の機会を得ることが困難な場合がしばしばあり、あるいは就職に際し、その適性と能力がいかされないことも少なくない。

さらに、中高年令婦人の多くは、家庭管理、家事、育児、病老者の看護等、いわゆる家庭責任を有しており、このため職業生活を円滑に遂行してゆくにあたって種々の問題に直面し、家庭と労働に対する二重の責任を調和的に果たすことに困難を感じているものが多い。

なお、家庭責任をもつ婦人にとっては、一日の労働時間数、あるいは週または月の労働日数が少ないいわゆるパートタイム労働が就業に便利であるところから、この雇用形態は欧米諸国においてすでに広げられて採り入れられており、わが国でも最近増加の傾向がみられ、そのパートタイマーの大部分は中高年令婦人によって占められている。しかもその労働の諸条件は必ずしも十分に整備されていない状況にある。

以上のように中高年令婦人の雇用は増大する必然性がありながら、現状では多くの問題を伴っており、その解決のための速やかな対策が要請される。

II 中高年令婦人・労働力有効活用のためにとるべき施策

1. 一般原則

中高年令婦人の労働力有効活用についての基本的な考え方としては、これを単に若年労働力の量的補充としてでなく、中高年令婦人の能力の有効な発揮とその地位の向上のための条件を整備するという方向で積極的に対応すべきである。

この際、中高年令婦人の多くが家庭責任を有している実情にかんがみ、これら婦人が家庭と労働に対する各種の責任を調和的に果し、差別待遇をうけることなく、職業に従事することができるよう特段の配慮が必要である。

なお、一般に婦人がその生涯の間に職業生活に従事する期間が次第に長くなっていく傾向について十分な認識が必要である。

政府は、中高年令婦人の労働に伴う諸問題に関し、適確な認識の上にたち、一般の理解と協力をえて、次に述べる施策を効果的に実施すべきである。

2. 中高年令婦人の就業分野拡大と、労働条件の向上に必要な施策

- (1) 中高年令婦人の労働力としての特質を研究し、その適性と長所を明らかにして、これが周知をはかるための広報活動を行なうこと。
- (2) 中高年令婦人に適する職種を研究し、従来若年女子または男子のみを雇用している職種で、中高年令婦人に適する職種を選んでこれに配置するよう勧奨すること等により、その就業分野の拡大をはかること。
- (3) 中高年令婦人の就職の妨げとなっている雇用慣行について検討し、是正を期するよう配慮すること。
- (4) 現在の健康保険法では妊娠出産に関する給付を分娩費として定率で行なっているが、これを一般の疾病負傷と同様療養の給付として取扱いよう改善すること。

なお、他の社会保険で妊娠出産に関する給付水準が、健康保険法の給付水準に達しないものについて、その改善をはかること。

3. 中高年令婦人の就職、再就職の円滑化に必要な施策

- (1) 公共職業安定所に専門的知識を有する職員を配置し、適切な職業相談および指導を提供し、個々の婦人の適性、能力および家庭状況等に応じた職業紹介が行なえるよう配慮すること。

なお、職員の配置にあたっては、可能な限り婦人を配置することが望ましい。

- (2) 婦人少年室協働員を十分活用して職業に関する相談および指導の業務を充実すること。
- (3) 新たに職業に就こうとする中高年令婦人が利用しやすいよう職業訓練制度の運用をはかるとともに

に、職業を長期間中断した後再就職しようとする婦人に対し、その間の技能の後退をカバーするための再訓練コースを設けること。

- (4) 上記のような中高年令婦人に対して適切にして十分な職業情報を提供すること。
- (5) 中高年令婦人の就職、再就職を容易にするためには少女時代において、将来の職業生活の基礎となる職業観の確立、職業技術の附与等がきわめて重要であり、これらが与えられるよう各般の方策をすすめること。

4. 婦人労働者が家庭責任を円滑に果たすことを援助するために必要な施策

- (1) 婦人労働者の育児負担軽減に必要な措置を講ずるため、就職および求職中の母親の数ならびに子供の数および年令と、就業中の保育方法に関する希望等につき調査を行ない、実態を明らかにすること。
- (2) 就労を必要とする母親の立場を考慮し、地域の実情に即した保育施設とくに乳児施設の増設ならびに充実を促すこと。
- (3) 保育施設の業務時間と母親の労働時間との関係を調節するよう適切な措置を講ずること。
- (4) 学令期に達した子供の下校後の保育のあり方について検討を加え、公的な学童保育施設の設置を促進すること。

また一方、家庭にある主婦等による自発的保育活動を支持し、促進すること。

- (5) 保護者の参加を求める学校の行事等に、働く母親の参加を容易にするため、その開催の時間を考慮するなど必要な措置を講ずること。
- (6) 厨芥処理、公共料金徴収等その取扱いに関する考慮を促すなど、家庭責任をもつ婦人が就業に困難を感じることがないよう社会的環境の整備につとめること。
- (7) いわゆる育児休職制度等、家庭責任をもつ婦人労働者に関係の深い職場の諸制度に注目し、これを検討すること。
- (8) 婦人労働者の家事負担を軽減するため、家事援助制度の実現をはかり、合理的料金により家事援助者を依頼できる方法を講ずること。
- (9) 婦人労働者の家事負担を軽減するためのサービス（保育、家事援助、公共料金等支払業務等）を附帯する居住施設等の設置及び普及をはかること。

5. パートタイムの雇用条件の適正化のために必要な施策

- (1) パートタイム雇用に関しては、パートタイム労働者の雇用分布、労働条件、労働環境等に関する調査を継続して行なうこと。
- (2) パートタイム雇用について、その雇用形態、賃金、労働保護、社会保険等の総合的研究を行なり等により、パートタイム雇用の近代化をすすめること。
- (3) パートタイム労働者についても、一般の労働者と同様、職業意識、契約意識をなめることが、その労働条件向上のため必要である実情にかんがみ、これに因ずるべきこと。

(写)

婦審発才 9 号
昭和44年8月15日

労働大臣 原 健三郎 殿
厚生大臣 斉 藤 昇 殿

婦人少年問題審議会会長
田 辺 繁 子

女子パートタイム雇用の対策に関する建議

近年、婦人の職場進出は著しく、婦人労働者は大幅に増加しつつあるが、家庭責任を有する婦人が就労にあたって、短時間就労を選ぶ傾向がみられ、パートタイムで働く婦人労働者の増加は、一般のそれを上まわっている。このような女子パートタイマーの増加は、労働力需給のひっ迫ともなわれない。また、婦人の中高年令期における職業活動が活発になるにつれて、今後、なおつづくものと予想される。

しかしながら、わが国のパートタイム雇用は、未だその歴史が浅く、あわせて、パートタイマーの大部分を占める中高年令婦人の就業については、労使ともに経験が十分でなく、女子パートタイマーの労働条件等については、女子の労働能力の有効発揮および保護福祉等の面から、種じゆの問題が指摘されている。

かかる現状にかんがみ、今後の婦人労働全般のあり方に、深い関連を有すると考えられるパートタイム雇用について、パートタイマーの特質を考慮しつつ、その諸条件の適正化をはかるための対策を緊急に講ずる必要があると考える。

婦人少年問題審議会は、以上の観点から女子パートタイム雇用に関して当面とられるべき対策について審議の結果、労働省に設けられた「女子パートタイム雇用に関する専門家会議」が、その報告の中で適切に示しているように、基本的には、

1. パートタイマーの保護と労働条件の向上
2. パートタイム雇用制度の整備

をはかり、もって近代的パートタイム雇用を確立することを目標として、対策をすすめるべきであると考え。

そのため、関係機関においては、問題の重要性、緊急性にかんがみ、別紙によりすみやかに施策を推進するよう要望し、建議する。

女子パートタイム雇用に関する対策

1. 現在、わが国においては、所定労働時間がフルタイムの労働者と同等あるいはそれ以上でありながら、身分的にパートタイマーとよばれていることもあるが、パートタイマーとは一般的にいて、1日、1週あるいは1カ月の所定労働時間が、当該事業所のフルタイムの労働者より短く、その就業が規則的、自発的である労働者をさすものとする。

このようにパートタイム雇用は、短時間の就労形態をさすものであって、身分的な区分ではないことを明確にし、その周知徹底をはかること。

2. パートタイマーの労働条件は、契約時に明確にされていない場合が多く、また、労働の諸条件には種じゆの問題がみられる。

労働基準法、最低賃金法はフルタイムの労働者と同様にパートタイマーにも適用されるものであるため、その実効が確保されるよう監督指導を強化し、労働条件の適正化につとめること。

3. パートタイマーを雇用する使用者およびパートタイム就労を希望する婦人に対し、積極的に職業安定機関を利用するよう勧奨するとともに、職業紹介体制の充実をはかること。

4. パートタイム就労を希望する婦人は、職業に関する知識や経験に乏しいことが多いので、職業意識、能力を高め、その雇用の円滑化をはかるための職場適応指導、職業訓練の拡充をはかること。

5. 現在のパートタイマーの就業分野は、単純、不熟練労働の分野に偏する傾向にあるが、婦人の能力の開発と相まって、その能力が有効に発揮されるよう、就業分野の拡大について啓発指導を行なうこと。

6. 各種社会保険については、パートタイマーに対しても原則として適用すべきものとするが、それぞれの行政部門において、パートタイマーの特性等を配慮しつつ具体化について検討を行なうこと。

7. パートタイム雇用の労働諸条件は、わが国の労働経済全般のあり方と密接に関連するものであることにかんがみ、その適正化をはかるためには、ひろく雇用賃金慣行等労働経済全般の近代化につとめるとともに、婦人労働者全般の地位の向上につとめること。

8. パートタイム雇用の実態は、賃金その他の労働条件について、未だ明らかにされていない面があり、さらに今後の社会的経済的諸条件の変化が、パートタイム雇用におよぼす影響が大きいものと予想されるので、総合的な調査研究を継続して行なうこと。

9. なお、専門家会議報告の中で、労使に期待されていることについては、その趣旨、内容の徹底につとめること。

家庭責任をもつ婦人の雇用に関するILO第128号勧告

(1965年)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、1965年6月2日にその第49回会期として会合し、多数の国において、労働力の不可分かつ重要な部分として家庭を離れて労働する婦人の数が増加している事実を留意し、

これらの婦人の多くは、その家庭と労働とに対する二重の責任を調和させる必要から生ずる特殊な問題に直面していることにさらに留意し、

これらの問題の多くは、家庭責任をもつ婦人労働者の雇用機会に特に関係するものであるけれども、他の労働者にも関係するものであり、また、1日及び1週の労働時間の漸進的短縮のよりなすべての労働者に影響する措置によって相当に緩和することができるものであることに留意し、

家庭責任をもつ婦人の直面する特殊な問題の多くは、婦人労働者に特有の問題ではなく、その家庭及び社会全体の問題であることにさらに留意し、

すべての関係者の最善の利益と一致する方法でこれらの問題を解決するためには継続的な社会適応が必要であることを認め、

これらの問題について、政府及び関係のあるすべての公私の団体が広く社会的、経済的及び法律的な観点から考慮を払う必要があることを自覚し、

この会期の議事日程の第5議題である家庭責任をもつ婦人の雇用に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、1965年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告と称することができる。）

1965年6月2日に採択する。

総会は、各加盟国内事情の許す限り完全にかつすみやかに次の規定を適用すべきことを勧告する。

I 一般原則

1. 権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、かつ、国及び地方の必要及び可能性に従って、次のことを行なうべきである。

- (a) 家庭責任をもつ婦人で家庭を離れて労働するものが、差別待遇を受けることなく、かつ、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び国際労働協会によって採択された婦人に関する他の基準に定める原則に従って労働する権利を行使することができるように適当な政策を追求すること。

- (b) 婦人が家庭と労働に対する各種の責任を調和的に果たすことができるような施設の発展を奨励し、促進し、又は自ら行なうこと。

II 公衆に対する情報及び教育

2. 権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、次のことを行なうために適当な措置を執るべきである。
- (a) 家庭責任をもつ婦人労働者が権利の平等の基礎に立って労働力に効果的に統合されることを援助するため、これらの労働者の問題について必要な考慮を払うことを奨励すること。
- (b) 効果的な政策及び措置の基礎となる客観的な情報を提供するため、家庭責任をもつ婦人労働者の雇用の各種の側面に関して必要かつ実行可能な調査を実施し、又は促進すること。
- (c) これらの労働者が家庭と労働に対する責任を果たすことを援助するために役立つ政策及び意見を共同社会の内に育成するため、これらの労働者に関する問題についての公表の理解を広めると。

III 児童保育の業務及び施設

3. 婦人労働者が労働と家庭とに対する責任を果たすことを援助するために必要な児童保育の業務及び施設の範囲及び性格を決定するため、権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、かつ、情報の収集のために自己が有する資源の範囲内において、次のことを行なうために必要かつ適当な措置を執るべきである。
- (a) 就職しており又は求職している母親の数並びにその子供の数及び年齢に関して十分な統計を収集し、かつ、刊行すること。
- (b) 特に地方共同社会において行なわれる組織的な調査によって、家庭の外における児童保育のためいかなる措置が必要とされかつ選択されるかを確認すること。
4. 権限のある機関は、関係のある公私の団体と協力して、児童保育の業務及び施設が次のようにして明らかにされた必要及び選択に適合することを確保するため適当な措置を執るべきである。この目的のため、権限のある機関は、国及び地方の事情及び可能性を考慮して、特に次のことを行なうべきである。
- (a) 児童保育の業務及び施設の組織的な発展のための計画を特に地方共同社会において樹立することを奨励し、かつ、容易にすること。
- (b) 十分な数のかつ適当な児童保育の業務及び施設（この業務及び施設は、合理的な料金又は必要な場合には無料とし、弾力的に運営され、かつ、年齢を異にする児童及びその働く希望の必要を

満たすものとする。）の提供を奨励しかつ容易にするとともに自ら組織すること。

5. 児童の健康及び福祉を保護するために、
- (a) すべての型の児童保育の業務及び施設は、権限のある機関により定められかつ監督される基準に従うべきである。
- (b) 前記の基準は、提供される業務及び施設の設備及び衛生条件並びに職員の数及び資格を特に規定すべきである。
- (c) 権限のある機関は、児童保育の業務及び施設の職員として必要な者に対し各種の段階において十分な訓練を提供し、又はその提供を援助すべきである。
6. 権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体の協力及び参加の下に、働く両親が児童保育の業務及び施設に関して有する特別の必要を満たすために払われる努力に対して公衆の理解及び支持を得ることを援助すべきである。

IV 就業及び再就職

7. 権限のある機関は、家庭責任をもつ婦人が労働力に統合され、労働力として存続し、又は再就職することができるように、1960年の雇用政策案及び1964年の雇用政策勧告に従うすべての措置を執るべきである。
8. 家庭責任をもつ婦人が平等の立場に立って労働力に統合されることができるとともに、かつ、これらの婦人の就職又は比較的長期間の離職の後の再就職を容易にするために、権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、次のことを行なうために国内事情の下で必要なすべての措置を執るべきである。
- (a) 性に基づくいかなる形式の差別待遇もなしに少女に対し一般教育、職業指導及び職業訓練を提供すること。
- (b) 少女が将来の職業生活の基礎として確固たる職業準備を習得することを奨励すること。
- (c) 少女に確固たる職業準備を与えることが必要なことについて両親及び教育者を納得させること。
9. (1) 権限のある機関は、関係のある公私の団体と協力して、かつ、国の必要及び可能性を考慮して、特に家庭責任のためにこれまで働いたことのない婦人の就職又は同じ理由で比較的長期間にわたって雇用市場から離れていた婦人の再就職を容易にするために必要な業務を提供し、又はその提供を援助すべきである。
- (2) 前記の業務は、すべての労働者のための既存の業務の範囲内に、又はこのような業務がない場合には国内の条件に適した方法で、組織すべきである。これらの業務は、十分な助恵、情報及び紹介の業務を含むべきであり、また、前記の婦人の必要を満たしかつ年齢に関する差別なしに利

用しうる十分な訓練及び再訓練の施設を提供すべきである。

(3) 前記の業務及び施設は、これらの婦人労働者の特別の必要並びに経済的及び技術的發展の必要及び傾向の変化に正しく適応することを確保するために絶えず検討されるべきである。

10.(1) 出産に起因する家庭責任のため、法律又は慣行によって確立された出産休暇の通常の期間が経過した直後に職場に復帰することのできない婦人については、その雇用を失わせることなく、かつ、その雇用から生ずるすべての権利に十分な保護を与えて、休暇期間を合理的な期間延長するため、適当な措置をできる限り執るべきである。

(2) 前記の婦人は、出産後雇用が終了される場合には、1963年の雇用終了勧告により労働力の削減のため雇用を終了された労働者に適用される規定に従って、再雇用について考慮されるべきである。

V 雑 則

11.(1) 必要な限度まで、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体は、婦人労働者が労働と家庭に対する責任を果たすことをこれらの労働者の雇用及び昇進の機会をそとなくことなしに援助するために他の措置を執り、及び他の行動を促進するにあたり権限のある機関と協力し、かつ、相互に協力すべきである。

(2) この点に関して、地方の必要がありかつ可能であるときは、公共輸送機関の組織化、労働時間と学校及び児童保育の業務又は施設の時間との調節並びに家事を単純化しかつ軽減するために必要な施設の低廉な料金による提供のような家庭責任をもつ婦人労働者に特に関係のある事項に注意を払うべきである。

12. 公の機関により又はその監督の下に運営され、かつ、家庭責任をもつ婦人労働者に対して合理的な料金による資格のある者の援助を必要な場合に供与する家庭援助業務を発展させるために特別の努力を払うべきである。

「家庭責任を有する労働者の雇用」に関するO E C D 労働力・社会問題委員会の結論

—1967年8月1日—

(仮訳)

I 前 文

1. 労働力・社会問題委員会は、O E C D理事会が承認した“経済成長を促進する手段としての労働力政策”に関する報告書の中において条約第1条に掲げられたO E C Dの目的、すなわち、“加盟国において、できる限りの高度の経済成長及び雇用並びに生活水準の向上”を達成することは、労働者のもつ技術及び能力に必要な考慮をばらいつつ、すべての労働者の最も生産的な雇用を促進する積極的労働力政策によって推進されうることを確認している。働くことをのぞむ者の雇用への障害は、できる限りとりぞかねばならない。

2. 労働力・社会問題委員会は、加盟国の家庭責任をもつ婦人の雇用に関して調査を行った。委員会はさらに、場合によっては、家庭責任をもつ男子労働者も婦人労働者と同様な立場にあることを認めた。

この関係で、労働力・社会問題委員会は、“家庭責任”という言葉をも、家族と家庭の仕事を果たすため実質的時間を必要とする特別な責任とした。

3. 労働力・社会問題委員会は、この調査の結果を要約した、グイオラ・クレイン博士のO E C D刊行物“婦人労働者——労働時間と仕事”に注目し、次のように述べた。

(a) 加盟国の労働力中に占める家庭責任をもつ婦人の数と割合は着実に増加している、他の者も、もし雇用の条件と社会施設が彼らの家庭責任と一致すれば、仕事につきたいとのぞんでいる。

(b) 家庭責任は、家庭生活のある時期には、夫と妻の双方にかかるものではあるが、家庭の外で働く母親あるいは同様の立場にある者は、家庭と職業の調和に特別の問題に直面する。

(c) 全労働者の一般的労働時間の減少は、家庭と職業の多様な責任の遂行を容易にする。

(d) 保育施設を含む適切かつ便利な社会施設は多面的責任の負担を助け、個々の家族並びに社会の福祉を増進し、働くことをのぞむ者の雇用を容易にする。

(e) 成人のための職業相談、職業訓練施設の利用は、婦人の就職、再就職を非常に促進する。

4. 労働力・社会問題委員会は、“家庭責任をもつ婦人の雇用”に関するILO勧告の内容も考慮した。

5. さらに委員会は、グイオラ・クレイン博士の報告を研究した後、家庭と職業の二重の負担に悩む婦人の雇用に関する加盟国のプログラムについて審議する作業部会の会合の開催を承認した。

II 結 論

A. 社会の態度

6. 家庭責任をもつ人々を援助するための手段の適切な具体化は、この多様な責任を果せようとする努力に実効ある援助を与える社会の態度にかかっている。
7. 適切かつ便利な社会サービスは、家庭と職場に同時に発生する責任から生ずる望ましくない社会的結果を避けるのに役立つ。

B. 統 計

8. 加盟国は、成年婦人並びに働く婦人の成人教育・訓練、婚姻状態、子どもの数(学令前と学令期)労働時間、殷福と職業経験等に関する情報を用意するため、できる限りの統計を蒐集しなければならない。
9. O E C D労働力統計に関する作業部会は、各国の関係機関がこの目的のために利用できる指導基準を作成しなければならない。

C. 労働スケジュール

10. 基本的労働時間は、国により週40～48時間、5～6日とまちまちである。実労働時間は、交替制、法律または労使の団体協約により定められた基準、地方慣行、時間外労働時間数等を含むそれぞれの雇用型態の必要による。
11. 概して時間外労働は、家庭責任の必要と相いれず、できる限り避けるべきである。国により異なる規定の仕方を別としても、時間外労働の割増賃金は、使用者に対して雇用の引きとめ役となる。
12. 家庭責任をもつ人々、とくに婦人に、適当な職の供給を容易にするため、労働スケジュール及び作業の配置についての調整を行うことの利点に、使用者の注意を喚起しなければならない。
13. パートタイマーの雇用に際しては、その地位は、賃金、条件、給付等がフルタイム労働者のそれより劣ることのないよう規定されなければならない。

D. 社会サービス

14. 加盟国は、適切かつ必要な場合、職業と子どもの世話という多様な責任の過重をなくすため、必要な社会サービスの促進を考慮し、かくして、家庭責任をもつ労働者の雇用、子どものより良い育成を容易にしなければならない。公的及び(または)民間の関係機関は、資格をもつ職員を訓練し、また、無料あるいは低廉な費用の次のような組織や施設をもうけることによって、この目的をすめることができる。
 - (1) 家事援助、必要な場合には、不時の際、とくに病氣、社会的緊急の際の家事援助を含む、ホームヘルパーの訓練。家具、器具等購入の援助。普通教育及び成人教育プログラム中の家政学の講座

- (2) (a) 十分訓練をうけた職員が配置され、最良の保育基準に従って運営され、働く者のすべての子どもが利用できる保育施設
 - (b) 有資格の職員が配置された、放課後及び余暇時間のための施設
 - (c) 学校給食
 - (d) 子どものための休日の遊戯、レクリエーション設備
- (3) サービス業、販売業、行政機関の窓口等の利用できる時間は、できる限り労働者の勤務時間に合せなければならない。

E. 成 人 訓 練

15. 再就職をのぞむ婦人の多くは、もし、より多く利用できる相談所や訓練施設があればその希望が実現できる。これらのサービスの機能は、婦人を特定の職業に適応させるだけでなく、家庭から広い経済活動分野に転換する際の心理的な助力を与えるものとからねばならない。

III 家庭責任をもつ婦人の雇用に関するILO勧告

16. 家庭責任をもつ婦人の雇用に関するILO勧告(123号、1965年)は、家庭責任をもつ婦人が無差別、平等の立場で家庭と職業の調和をけかえることについて一般原則を規定し、公けの情報及び教育、保育サービスと施設、家庭責任のため比較的長い期間仕事からはなれていた後、就職あるいは再就職の際の教育、相談、訓練、再訓練等についての諸規定、及び家事労働と仕事の遂行を容易にするための権則をもうけている。

IV 加盟国の考慮すべき点

17. 労働力・社会問題委員会は、以上の結論を、加盟国が家庭責任をもつ労働者の雇用を容易にするための計画及び措置の指標とするよう勧告する。

各国における

国別	適用範囲	強制休暇		任意休暇	
		産前	産後	産前	産後
ベルギー	家族従業者及び一部家事使用人、農業労働者を除く		8週間	工場及び事務労働者：6週間 公務員：4週間	
				延長をみとめられる	
西独	一般的に適用される	家族従業者：4週間 その他：6週間 女子の申出により適用を受けない	8週間 早産には12週間	不可能あるいは危険のある場合には延長できる	
フランス	家族従業者、家事使用人を除く	産前産後8週間	産後6週間は強制	強制期間を含め6週間	強制期間を含め8週間 3週間まで延長できる
イタリア	一般的に適用される	工業3カ月、農業8週間、その他6週間 但し、有害な労働条件のもとでは、それ以前にも6週間	8週間	妊娠による病気の場合理師の証明、監督官の証明により仕事を免除される。	子の1才の誕生日までの間の継続する6カ月
ルクセンブルグ	農業、家族従業者、家事使用人を除く		6週間	6週間 余病併発の際は延長される	
オランダ	家族従業者、家事使用人を除く		8週間 産後休暇を2週間まで産前にまわせる	6週間 余病併発の際は延長される	

る母性保護規定

保育時間	保育施設	解雇制限	禁止業務
公務員に最高3カ月		妊娠から産後1カ月	一般的に妊娠期間中の超過勤務をしない
1日90分	施設の種類により、任意に設置できるものと監督官が個々のケースにより定める場合がある。工場内に施設をもつ場合の休憩は1日2回45分ずつとれる	妊娠から産後4カ月	危険有害業務、夜間労働、休日労働
1日2回30分ずつ	監督官の決定により任意に設置できる。その場合保育時間は20分に短縮される	解雇された場合に使用者に刑事責任、女子労働者に補償が与えられる	一般的に妊娠期間中の超過勤務をしない
1日2回1時間ずつ	50才以下の既婚女子30人を雇う工場に設置される。工場内に施設のある場合、保育時間は30分ずつに短縮される。	強制あるいは任意の休暇期間中、又は妊娠から子の1才の誕生日まで	一般的に女子に対する危険有害業務の禁止
1日2回30分ずつ		出産前後の6週間ずつ、余病併発の際は3カ月	一般に女子に適用されるもの
規程はあるが時間については決められていない	事情による		一般に女子に適用される

昭和45年 1 月 印 刷

昭和45年 1 月 発 行

中高年令婦人労働者
関係統計資料集

婦人労働統計資料第20

発 行 東京都千代田区大手町10301

労働省婦人少年局

印 刷 芳 文 社
